

衆議院 第二百八回国会 経済産業委員会 議 録 第 八 号

令和四年四月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古屋 範子君

理事 石川 昭政君 理事 稲田 朋美君

理事 長坂 康正君 理事 落合 貴之君

理事 山岡 達丸君 理事 小野 泰輔君

理事 中野 洋昌君

井原 巧君 石井 拓君

石原 正敬君 岩田 和親君

大串 正樹君 加藤 竜祥君

上川 陽子君 国定 勇人君

国光あやの君 國場幸之助君

塩崎 彰久君 鈴木 淳司君

土田 慎君 中川 貴元君

中野 英幸君 西村 明宏君

長谷川淳二君 星野 剛士君

堀井 学君 山下 貴司君

山本 左近君 荒井 優君

梅谷 守君 大島 敦君

菅 直人君 末次 精一君

山崎 誠君 青柳 仁士君

漆間 譲司君 藤田 文武君

平林 晃君 鈴木 義弘君

笠井 亮君

経済産業大臣 萩生田光一君

内閣府副大臣 細田 健一君

環境副大臣 大岡 敏孝君

経済産業大臣政務官 岩田 和親君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長) 益田 浩君

政府参考人 (内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長)

政府参考人 (金融庁総合政策局審議官) 石田 晋也君

政府参考人 (デジタル庁統括官) 富安泰一郎君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 川窪 俊広君

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 太田 雄彦君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 門松 貴君

政府参考人 (経済産業省産業技術環境局長) 奈須野 太君

政府参考人 (経済産業省製造産業局長) 藤木 俊光君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 定光 裕樹君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 飯田 健太君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 佐々木啓介君

政府参考人 (国土交通省航空局安全部長) 平井 一彦君

政府参考人 (環境省環境再生・資源循環局長) 室石 泰弘君

委員の異動 四月八日

辞任 小森 卓郎君 補欠選任 塩崎 彰久君

同日 西野 太亮君 長谷川淳二君

辞任 補欠選任

同日 補欠選任

塩崎 彰久君 加藤 竜祥君

長谷川淳二君 石原 正敬君

同日 補欠選任

辞任 石原 正敬君 西野 太亮君

加藤 竜祥君 小森 卓郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○古屋委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長益田浩さん、金融庁総合政策局審議官石田晋也さん、デジタル庁統括官富安泰一郎さん、総務省大臣官房審議官川窪俊広さん、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官太田雄彦さん、経済産業省大臣官房審議官門松貴さん、経済産業省産業技術環境局長奈須野太さん、経済産業省製造産業局長藤木俊光さん、資源エネルギー庁資源・燃料部長定光裕樹さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩さん、中小企業庁事業環境部長飯田健太さん、国土交通省航空局安全部長平井一彦さん及び環境省環境再生・資源循環局長室石泰弘さんの出席を求め、

説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山岡達丸さん。

○山岡委員 衆議院議員の山岡達丸と申します。今日は質疑の機会をいただきました。

質疑通告はしてあったんですけども、追加で昨夜のことを質問通告させていただきましたので、そのことを冒頭ちょっと質疑をさせていただきます。

昨日、総理が会見でも発言されましたが、いわゆるIEAの、国際エネルギー機関の一億二千万バレルの石油の備蓄放出に協調して、日本も一千五百万バレルの放出をすると表明されています。一九七八年以来初めて国家石油の備蓄の放出というところで報道もされておりますので、委員の皆様も御存じのとおりだと思います。

その総理の発言によれば、もちろんこの千五百万バレルのことが初であるということ、このこともお話しされているんですけども、この放出量は、アメリカの六千万バレルに次ぐ規模の放出量であるということ、そしてまた、この発言の中に、エネルギー市場の安定化は重要であるという、市場のことにも言及されながら今回の放出を説明されているというのが昨夜の状況でございます。

この国際的な協調の中で、今の、一般の事態を考えたときに、協調の放出をするということについては十分理解を示すところではあるんですが、一点確認しておかなければならないということ、日本の法的な枠組みのことについて

です。

皆様も御存じのとおりですけれども、石油の国家備蓄もきちんとした法律の中で規定されているわけでありまして。いわゆる石油備蓄法とも言われますが、オイルショックの後に制定されたということで、言うなれば日本国民の石油の不足時に対応するためのものということで、備蓄の放出にも法的なルールがあるということになっていきます。

三十一条には、今、要約して御紹介するんですけれども、言うなれば、我が国の供給不足状態である、あるいは、災害が発生したときに、その特定の地域に不足状態が発生したとき、これを放出すると。つまり、真に国として手に入らないときなどに限定しているという法律になっているのではないかとということが法律上の状況なのではないかなというところが考えられるわけでありまして。

総理がいわゆる市場の安定化ということにも言及されたということで、報道も価格高騰への対応のためということを、こうした報道もされているわけでありましてけれども、仮に価格高騰のための対応ということであれば、この放出というのは、法律に照らし合わせて、これは大丈夫なのかということになるわけでありまして。

前提として、この国際協調に十分な理解を示すわけでありましてけれども、今回、大臣に、この経過もそうですが、この部分について冒頭ちょっと御説明を願えればと思います。

○萩生田国務大臣 昨晚、総理から発言もあったようではございますけれども、先週開催されたIEAの臨時閣僚会合での合意を踏まえて、一億二千万バレルの石油備蓄の協調放出をIEAが決定をいたしました。

現下のウクライナ情勢などを鑑み、今回の協調放出を実効的なものにすることは重要でありますし、また、国際社会が一致団結して行動することが重要であり、我が国としても、IEAや関係国と調整を行った上で、米国に次ぐ一千五百万バレルの放出をすることにしました。

具体的には、国家備蓄から九百万バレル、民間

備蓄から六百万バレルの放出を行ってまいります。国家石油備蓄については、一九七八年に国家備蓄制度が始まって以来、初めての放出となります。

これは、世界第三位の生産国であり最大の輸出国であるロシアからの供給不足は世界の原油供給に多大な影響を与えるとのIEAの評価を踏まえ、石油備蓄法上の石油の供給が不足する事態が生ずるおそれに該当するものと判断したものであります。

今先生が御懸念を示されたことは、我々政府もよく理解をしております。市場に影響というのは、これはやや不測的な問題でありまして、もつと大きく言えば、今、産油国に対して増産をお願いをしているという、一方でプロセスがあります。そういう中で、協調放出することによって、結果、一時的には市場に影響を与えることは事実だと思っておりますけれども、それは、私、一過性のものであって、そのことで国際的な石油価格が一気に下がるということではないと思うんですね。ですから、それよりも、そういう努力をしながら産油国に対して増産をお願いすることは、空いたタンクはいつか買っていくかなきゃならないわけですから、そういうことも含めて市場というワードを総理は使われたんだというふうに思っています。

私も会議に出させていただいて、ロシアからの輸入を低減していこう、プレッシャーをかけていこうということとは、みんな、国際社会で決めているんですけれども、直ちに代替国を見つけられない国もあるわけですから、そういう国に対しては、こういった、国際社会で備蓄を放出することによってその穴を埋めていく、そういう役割も一つあります。

もちろん、今高騰している石油価格を抑えるために、少しは市場に影響があると思う方も当然いらっしゃると思います。しかし、その心はいったら、産油国に対して増産の要請をする中で明確な使い道を示すことで、これは世界中で一億二千

万バレルのタンクが空いてくるわけですから、それはやはり買いますよということの意思表示にもなると思いますので、そういうことで全体の増産を促していくことにも大きな効果があるのではないかと考えておまして、そういった準備を粛々とやっていきたいと思っています。

○山岡委員 大臣から御答弁もいただきました。国際的な意義等は我々も十分理解するところなんです。ただ、一九七八年の法律ということでは、当時、こういうことは想定されていなかったんだと思うんです。法律をいろいろ読むと、やはり日本国民のための、本当に不足時における状況を規定しているというのが当時の時代背景だったのかなと。

その中で、今お話ありましたけれども、我が国への供給不足というのが世界的な不足への懸念ということにならなくてはならないという整理という御説明もありましたけれども、これは必要であればやはり法改正すべきなんじゃないかなというのを申し上げたいと思います。

この国会の期間、政府が提出した法案以外にも、ウクライナ情勢に合わせて、関税法等の改正等も議論に上がっており、政府からの提案であるということでありまして、これはお話ありましたけれども、国際協調のこういうケースがあり得るということもきちんと今後のためにも法律に規定する、それが重要なのではないかなと思うわけでありまして、大臣、せっかくなので、法改正の必要性等の検討について一言願えればと思います。

○萩生田国務大臣 国際協調の中での放出で、今初めて、国家備蓄のタンクに手をつけるということが初めてであって、過去には、同じ備蓄の中でも民間備蓄を、一九九一年の湾岸戦争ですとか、二〇〇五年の米国のハリケーン・カトリナ、あるいは東日本大震災、リビアの状況の中で、過去にも放出したことはあるんですね。したがって、今回、民間だけじゃなくて、国家備蓄の方のタンクも空けようという決断をしたん

ですけれども、先生おっしゃるように、ずるずる適用の判断が広がるということは決して望ましいことじゃないと思いますので、法改正まで必要なのかどうか、あるいは、今回、この放出をするに当たってのプロセスも含めて、省令や政令などにしっかり書き込んでおくことによって次の時代の人たちにもバトンタッチできるのか、その辺は、決して否定することじゃございませんけれども、御意見として重く受け止めておきたいと思っています。

○山岡委員 世界的なこんな状況が度々起こることは思っておりますけれども、しかし、今後も起こり得る、あり得るということでしょうし、このウクライナ情勢に絡んで更なる国際協調の要請が出される可能性もあるというの、これはあり得る話でございますので、そのときに、今の話に照らした、今の法律の備蓄法、備蓄をする、国家備蓄はもう間違いない法律のルールがあり、放出のルールがありますので、それで堪え得るのかといううことは是非早急に検討いただいて、本当にこういう事態でありますので、法改正等の国会の日程等に関しても我々は協力する、もしそういう方向であれば、そのことも個人的には、これはまた皆さんで諮らなければいけないですけれども、感じる次第でありますので、その検討はしっかりお願いできればと思います。

本題といたしますが、本日、質問通告したテーマに入らせていただきたいと思います。今のウクライナの話にも絡むんですけれども、非常にウクライナ情勢、このことについて、日本国内の経済、物価の高騰、分かりやすく言えばガソリン価格が非常に高騰する中で、様々、政府も含めて手を打っているというのが現状だと思っております。

しかし、今回質問させていただくテーマは、コロナの中での中小零細事業の今の状況というのを、改めてこの委員会の中で確認していきたいと思っております。最近のニュースの中で、ウクライナ情勢による

物価高騰とかそうしたことに今報道が強まっているんですけども、しかし、そもそもこの物価高騰は、昨年の秋、コロナが世界的に一時収まった中で、まず需要の拡大が急激に起こったこと、そしてサプライチェーンが、これはコロナの中で回復していないこと、こういう中で需給が逼迫する中で、様々起こっている。その結果として、やはり中小零細事業者、本当に厳しい、コロナ後の、人の人流も止まり、でありますけれども、コロナの影響でこうした価格にも影響し、本当に厳しい状況になっている。

そして、つい先日の三月まで蔓延防止でしたけれども、これが明けたとはいっても、その状況を、私自身、また地域を歩いていても、感じないということをおっしゃっております。

改めて大臣に認識を確認させていただきたいんですが、現下の経済情勢、特にこの物価高騰、コロナの影響もあるのではないかとこの私のお考えも含めて、中小零細事業者、この置かれた状況に対する大臣の基本的な今の認識をちょっとお伺いさせていただきます。

○萩生田国務大臣 新型コロナの感染拡大に伴う外出自粛などの行動制限の緩和が世界的に進み、経済活動の回復が進む中で、原材料価格は上昇基調で推移しています。さらに、足下では今般のウクライナ情勢を受けて原油や穀物などの国際価格が高い水準で推移しており、これらを背景として物価が上昇していると思っております。

御指摘の中小企業、小規模事業者を取り巻く経済環境については、ある民間の調査によると、約四割の中小企業がコロナ禍前の二〇一九年と比べて今年一月の売上高が増加したという調査結果がある一方で、日銀の短観ですとか中小企業景況調査では、今年一―三ヶ月の中小企業の業況判断DIが昨年の十月―十二月期から悪化しているという判断もあります。これは、オミクロン株の感染拡大による影響のみならず、原油、原材料価格の高騰の影響などを反映したものと認識しています。

今後の業況については、先行きを厳しく見通している日銀短観、やや明るく見通しをしている法人企業景況予調査など、調査によって見方が分かれることがあります。引き続き、ウクライナ情勢、原油、原材料価格の動向とこれに伴う物価変動、それから、昨日、実は先生のお地元、知事や経済界の皆さんがお見えになりました。やはり北海道は、今回のことのみならず、古くからロシアとの貿易ですとか様々な取引をしている関係で、これはコロナとは違う影響で、経済、非常に先行きが、見通しが厳しくなっているということを生声で聞かせていただいたところでございますので、地域地域の事情の違いもあるんだと思います。

こういったこともよく俯瞰しながら、新型コロナの感染状況など、各種の要因が中小企業に及ぼす影響をしっかりと注視してまいりたいと思っております。

○山岡委員 大臣から今、北海道の声も聞いていただいているというお話がありました。大変ありがたく思っております。

大臣からのお話の中で、物価高騰の要因の一つにはコロナもあり、そして足下もウクライナ情勢もありというお話がありました。特に北海道はその影響を受けているというのも事実でございます。これから、コロナの流れをくむ中で、やはり中小零細事業者は厳しいという中で、これまでコロナに対しての様々な経済対策を打ってきましたけれども、やはり更なる措置が必要だということ、この場でも私の立場からも申し上げさせていただきます。

事業復活支援金というのを実施いただきました。我々は持続化給付金再支給という議員立法を出しておりましたが、政府の予算書上は、持続化給付金という名前の中で事業復活支援金という通称名、事業名をつけて実施されたものということ、これを理解しております。

事業復活という言葉に込められた思いは、私に思うに、これは、コロナが終わって事業を復活し

ていつてほしい、そのことを込めたのではないかなと思うわけですが、予算を組んだのは昨年の十二月です。その頃はオミクロンの状況ではなかったわけでありまして。その後、蔓延防止が広がって、去年は、蔓延防止とか緊急事態宣言には、それぞれ、月次支援金、一時支援金、別途の措置をしてきたわけでありまして、そのことと比べて事業復活支援金をやるんだということになってきたわけですね。

そして、今、その状況になった中で、去年だったらそういう月次とか一時をやってきた中でありましたけれども、でも、今は事業復活支援金の枠組みがあるから、まずはそれを皆さん取ってくださいということになっているんだということを理解をしております。

しかし、御存じのとおり、事業復活支援金は、この三月までの売上増を見て、そしてそれに対する給付ということになっているわけでありまして、四月以降のことについては、この売上増に対しての措置は今の段階においてはまだ見えていないわけでありまして。我々は、議員立法として、いわゆる事業復活支援金の倍増ということで、一回のみならず二回以上やるべきだということも含めた議員立法を作らせていただいて、提出させていただきます。

この事業復活支援金、要件が当然あるわけでありまして、売上増五〇％減と。地域とか事業は問わないわけでありまして、コロナの影響による売上増五〇％減。仮に売上増が落ちなかったら申請する必要はないわけでありまして、申請しない方が多くいるということは、それはコロナ後の経済が回復していることでございます。

しかし、枠組みがあれば、この後、大変厳しい状況になっても、あるいはコロナが再度広がっても、この制度があるから事業者は安心して継続できるといえることが中小事業者の間でも広がるといえることになるわけでありまして。今、三月までしかありませんが、四月以降の枠組み、例えば二回ぐら

ないかは売上要件に懸かるわけでありまして、それはそのときの経済状況次第でありますけれども。

今、経済対策の議論も政府内でも始まっているということでありまして、大臣、是非、この事業復活支援金の枠組み、再実施、再々実施、こうしたことを踏まえた大型の予算、これを経産省から声を上げていただきたいと思います。強くお願いさせていただきますが、いかがお考えでしょうか。

○萩生田国務大臣 事業復活支援金は、新型コロナの影響により厳しい経営状況にある事業者に対して、昨年十一月から三月までの五か月間を対象として、使途に制限のない現金を給付するという、臨時異例の支援策です。

この支援金については、一月末から申請受付を開始しまして、四月七日時点で、約九十六万円の申請をいただき、約七十七万件、約五千六百三十七億円を事業者の皆さんのお手元にお届けしております。五月末までの申請受付を予定しておりますので、引き続き、迅速な給付に全力を挙げてまいりたいと思っております。

加えて、中小企業に対する支援としては、四月以降も、実質無利子無担保融資や資本性劣後ローンなどで資金繰りを支えるとともに、中小企業活性化パッケージに掲げられた施策を実行に移し、収益力改善、事業再生、再チャレンジを後押ししてまいります。

また、新分野展開等に活用できる事業再構築補助金については、支援内容を充実した上で、現在、公募を実施しています。

さらに、足下の原油高などを踏まえ、既にセーフティネット貸付けの要件緩和や金利の引下げなどを実施しているほか、三月二十九日の岸田総理からの御指示を踏まえ、現在、物価高騰等への対策について、政府全体で検討しているところでございます。

引き続き、四月以降も、厳しい状況に直面する中小企業に対する支援に万全を期してまいります。

と思います。

その上で、給付金の今後の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染状況や、これを踏まえた緊急事態宣言の発令等の政府による措置内容のほか、他の支援策の動向も注意しながら給付金制度の趣旨を踏まえて判断していきたいと思ひますし、今先生もお話しされましたけれども、この制度をつくったときと今では状況が違うというのは十分認識しておりますので、その中で、何がいいか、何ができるか、それはしっかり考えていきたいと思ひます。

○山岡委員 是非、繰り返しになりますけれども、当然制度には要件があるわけでありまして、売上げ五〇％減、まあ三〇％減も見ていただくことになっているわけでありまして、通常で考えればそういう事象ということになるわけでありまして、枠組みさえつくってあげば、本当に事業者は安心して経営できる。様々なパッケージをつくっていただいているのはよく承知していますけれども、これは強く、私の立場からもこの委員会の中でも申し上げさせていただいて、要望させていただくことであります。

これまで二年間コロナが続く中で、幾つか課題も見つかっていて、この委員会でも様々な議論がなされていますが、今回、昨年の一時支援金、月次支援金について、今になって関係者の声を聞いて課題だということが分かったということについてちょっとお伝えをしながら、この課題について、今、委員会の中で確認をしていきたいと思ひます。

いわゆる一時支援金、月次支援金は、緊急事態宣言が全国で発令されるのではなくて各地域別に発令されるということになって、その地域内の事業者やあるいはその地域と取引をしている事業者等が売上要件の中で落ち込んだときに対象になる、そういう枠組みだったわけでありまして。

ところが、この緊急事態というのは、各地域にも出されているわけでありまして、世界から見れば、日本が緊急事態宣言が出されている地

域でもあり、日本の政策として、水際対策として、外国から人がほとんど足を運ばない、オリンピックをやっているけれども運ばないという状況が続いていました。

そうした中で、国家資格の全国通訳案内士という資格を持つておられる方々が、外国人の方がいらしたときに、京都とか、そうした観光地で案内をする、この方たちが、この月次支援金、一時支援金の枠組みに一切入らないということが、これは私も後から言われて気づいたので、当時の委員会でも取り上げられなかったことが悔やまれるんですけれども、そうしたことが分かりました。

そして、ＱアンドＡを経産省も、月次支援金、作っているんですけれども、この中にも、宣言地域外や海外からの人流が減少して売上げが減少した場合は給付対象になりますかという質問に対して、なりませんと言、つれない回答が書いてあるわけですね。ほかの場合は、この場合はこういうふうに入らなければならぬけれども、あるかもしれないというところを書いてあるわけでありまして、けれども、ここは明確に要件の中に海外からの人流の減少は対象にしないということが入ってしまったがために、本当に昨年厳しい中で、確かに、言われてみれば、外国人の御案内を業としての方々だって、ほとんど仕事がないという中であったとしても、支援金が、この給付金が当たらないという状況が続いてきてしまった。

そうした中で、事業復活支援金は業種を問いませんから、これは申請をされているわけでありまして、けれども、経産省には、どうしてこうなったのかという経過も伺いたいところなんですけれども、今後、この給付金の枠組みをつくるに当たっては、こうした方々をつくってはいけないと思うんです。ですので、事業復活支援金の枠組み、いわゆる業種を問わない、地域を問わないということをやるときは、経産省、まず事実関係を少し話していただけますか。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。今、通訳案内士の方々についての御質問でござ

いますけれども、先生今御指摘ありましたように、昨年一月以降の緊急事態宣言などに伴う措置では、飲食につながる人流の流れを制限する対策、これに重点が置かれておりまして、休業、時短営業や、それから外出自粛などの要請が各自治体から発出されていた。一時支援金、月次支援金は、こうした措置を踏まえて、飲食店の休業、時短営業や外出自粛などの影響で売上げが大きく減少する事業者を支援する、こういう趣旨で措置された事業でございます。

こうした趣旨に鑑みまして、こういった休業、時短営業の飲食店と取引をしている事業者、幅広い業種を対象として支援金をお届けしたんですが、御指摘の通訳案内士を含めて、一部の事業者では、緊急事態措置等に基づく休業、時短営業や外出自粛などの影響により売上げが減少したと言えない場合がある、結果的に給付対象とならなかったというふうに承知をしております。

ＱアンドＡの書きぶり等の適切性については、また、もし御不快な思いをさせられた方がいらっしゃれば、おわびして、これから気を付けなければいけないと思っておりますけれども、まさに今御指摘ありましたように、事業復活支援金は、渡航制限などによる訪日渡航者の減少による売上減少、これを含めております。

したがって、御指摘のあった通訳案内士の方々も、要件を満たせば申請することが可能でございまして、まだ五月末まで申請受付を予定しておりますので、新型コロナウイルスの影響で売上げが大きく減少する事業者の皆様には是非御活用いただきたいと思っております。

○山岡委員 ＱアンドＡの書きぶりをあえて言いましたが、そのことよりも、やはり要件に当たらないことが問題だと思っております。これは、我々も昨年の段階で取り上げられなかった、本当に様々な、困っている方が多くいらつしやうて、皆さん懸命に奔走していた中でこういう状況が生まれたということを改めて感じるわけであり

大臣、一言伺いたいんですけれども、是非今後、まだ仮定の話になっちゃうかもしれませんが、給付制度を考えていくに当たっては、もしかしら財政当局がいろいろ言ってくるかもしれないが、これは、やはり広く、きちんとシンプルな要件で当てるようにしていく、そのことを是非踏まえていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 ちょうど、コロナが始まったとき、私は文部科学大臣だったんですけれども、例えば、文化や芸術やスポーツの関係者で、我々、電が関心を持っているのと違う働き方、業務形態というのはたくさんあるんだというのを、正直恥ずかしいぐらいに知らないことがたくさんありました。ややもすると、今までの概念で制度をつくらんと、その隙間に落ちてしまう人たちがいて、その人たちは立派な仕事をそれぞれしているんだということを私自身も感じたことがあります。

今先生が御披露いただいた通訳案内士の方たちも、まさに、日本がインバウンドを増やしていくという、観光立国として日本を前に進めていくという国の政策を信じて多分この仕事に就いたり、仕事に関わった人たちだというふうに思っていますので、そういう人たちの声をしっかりと受け止められなかったというのは我々も反省しなきゃならない点だと思ひます。まさしくそのために全国から国会議員、我々代議士が選ばれるわけですから、これは与野党を超えて、そういう声をしっかりと拾っていかなくちゃいけないと思ひます。

週及をするような制度じゃないので大変申し訳ないんですけれども、今の事業復活支援金については活用いただけることになっていきますし、今後、四月以降の経済が厳しい状況の中でそういう人たちにどう寄り添っていくかは、今回の御提案を踏まえて、しっかり考えていきたいと思ひます。

○山岡委員 大臣からそうした答弁をいただいで、心強くなります。是非その方向の、どうい

パッケージになるかはこれから議論があるんだと思いますけれども、そのことを念頭に置いて対応いただければと思います。

この一時支援金、月次支援金の中で、新たに導入された制度として、制度といえますか、審査の過程として、事前審査というものも加わりました。

これは、いわゆる持続化給付金が、当時は緊急でありましたから、かなり、ネットを使って幅広くいろいろな事業者が自分で申請できるようにした結果、事業実態が曖昧であったりとか書類上の様々な課題があったりとか、そういう中小の、零細の事業者の方々の、日常忙しい中でやっていくということについてのかなり厳しい状況の中で、それは行政側の査定する側にも相当な負担も生み、また、残念なことにも不正につながるケースもあったというところもあり得たのかもしれないという反省の下、事前に一定程度、申請の前に審査をするという制度が設けられています。

この事前審査は、税理士の方等も、いわゆるそういう資格を持つ方も含まれるんですが、ほとんど全国、中心になったのは、商工会議所とか商工会とか、もちろん農業は農協とかそうした団体がされていったんですけれども、事業者はそういう団体が多いというのは、委員の皆様御地元でもそうだと思います。

この事前審査というのが、まず経産省に何うんですけれども、これは制度としてどれだけ有効だったのか、その所感を、今振り返ってどうなのか、この制度はもちろん引き継いでいるので今にも続くんですが、そのことを御答弁いただければと思います。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

事業復活支援金では、過去に実施した一時支援金、月次支援金と同様に、不正防止を目的として、申請時の第三者による、今委員御指摘ありました事前確認を必須としております。

これは、具体的には、支援金の申請の際に、商工会議所あるいは税理士などの登録確認機関にお

いて、申請予定者が事業を実施しているか、給付対象を正しく理解しているかなどに関して、書類や宣誓内容の確認を行うというものでございます。

こうした取組などもありまして、現時点では、一時支援金、月次支援金以来、不正受給認定等は減少しておる状況にありまして、まず不正の抑止に一定の効果があつた、こういうことは認識してございます。

それから、事前確認の際に登録確認機関から指摘や助言を受けることで、申請に必要な書類を適切に準備できるということにつながりまして、結果的に、申請者の負担軽減のみならず、事務局の審査の効率化も図られているというふうに認識してございます。

こうしたように、登録確認機関におかれては、本支援金の円滑な実施に当たって御尽力をいただいているところでございまして、引き続き、商工会を始めとする登録確認機関と連携し、支援を必要とする方々に迅速かつ正確に支援金をお届けしてまいりたいと考えております。

○山岡委員 この事前審査、結果として、審査する側としては大きな効果があつたということは今説明いただいたんですが、ただ、審査する側のキャパシティというのをごさいます。

皆様、各地元でも同じお話を聞いたかもしれませんが、私の北海道の新ひだか町という町も、町の中では全国四番目の広さを持つ大さきで、千近い事業者がいらっしゃるんですけれども、二人のいわゆる指導員で、頼る先がない、審査を受けるに当たって商工会に殺到していると。地域のためだから頑張るんですけれども、しかも事業者のためだからそれはしつかりやるんですけれども、本当に人手が足りなくてパンクしていますという、そうした声、切実な思いとして伺いました。

経産省も、現場に行っていたいたりとか気にはしていただいているのはよく承知しているんですが、いろいろお話を伺うと、過去のいわゆる財源移譲、様々な行革の中で、商工会の予算等

は、う県とかに移譲してしまっているものであつて、十分に国が今、直接手を出せるものではないのだというように説明もありましたが、一方で、国の要請でこの制度を各商工会とかにお願いしたというのも事実でありますし、これ以外にも、コロナの様々な制度について、商工会等を通じて、国のことも務めていただいている。にもかかわらず、本当に規模に対して人数が少なく、その予算も十分じゃない。

もしかしたら国と都道府県との間で考えの違いがあつてこういう問題が起きているのかもしれないが、しかし、現に現場がこうなっている国がいろいろ様々要請する以上、やはり経産省として、この問題にどういう手が打てるのか、人員の確保とかあるいは作業の低減とか、どういう手が打てるのか、これは真剣に向き合つて考えていただけないかと思うわけであります。

大臣、御見解をいただければと思います。

○萩生田国務大臣 本件はちよつと、ややアプローチといいますが解釈が、私は違うんですけれども。

先ほどのお話にも通じるんですけれども、なかなか、国が制度をつくつても隙間に埋もれてしまふ人たちに私、お願いしたのは、群れることが嫌いな業界、業種、いらつしやるかもしれないけれども、例えばラーメン屋さんを開設したときに、地元の中継料理組合に入るか入らないか。若い人たちは余り入りません。商店街も、うちは結構ですと言うかもしれない。しかし、こういうことがあつたときに、個々にいろいろなことを証明したくてもできなくて、同業種の仲間だということさえ分かれば、例えば商工会の融資を使えますよと。こういうことのアピールが国もちよつと弱かつたと思つて。

実は、商工会議所、商工会もそうなんですけれども、会員が増えないと言うから、何のメリットがあるのかということとちゃんと説明しないから増えないんですよ。商工会議所に入つていれば、あの持続化給付金詐欺なんてなかつた。なぜ

ならば、地元の人が、あのマンションの二階にそんな会社あるのかつて、みんな分かりますから。だけれども、個別に申請するからああいふことが起きちゃつたので、私、今回のコロナは、いい意味で地域のネットワークの再構築にしてみたいんですかと。したがって、商工会議所、商工会の会員の方で、皆さん方が事前の審査をしたものについてはファーストパスで送りますということを公言したんですね。そのことで始まつた話なんです。

ですから、確かに人数が、指導員が少ないというのもあつたので、例えば、延べ二千九百人、九十四億円計上して、臨時の職員の補填をする支援をさせてもらいました。そのときにも話したんですけれども、日頃から、それは仕事の量が一年通じて均一にあるわけじゃないですから、繁忙期に対応できるような、例えば銀行のOBさんとか市役所のOBさんとか、そういうことの対応ができる人たちをあらかじめ登録しておいていただいて、そういうときにはぜひ参じてもらうようなことを地域地域で考えてくれませんかといつて始まつた事業が今回の事業なので、我々が商工会議所、商工会に是非事前審査をやつてほしいということと始まつたんじゃないということとは御理解いただきたいと思うんです。

だから、これは、お互いさま、レベルアップを図りましょうねということと始まつたので、支援はもろろんしていききたいと思つています。令和三年度の補正でも百三十億を計上しまして、そういうマンパワーの補充もさせてもらつていらっしゃるんですけれども、やはり日頃から地元の商工会議所、商工会、もうちよつとプライドを持って、しつかりとした構えを持っていたら、地元の中小企業、俺たちに聞いてくれという体制をこの際つくり直しましよよというところから始まつたということだけは御理解いただきたいと思つています。

○山岡委員 そのためには、人員、財政、必要だと思つておりますので、この件はどういうふうにあるのか、今後またちよつと委員会

取り上げてまいりたいと思います。

このほか、今日は、コロナ債務減免法案という、我々議員立法で出しておりますが、そのことも取り上げたかったんですが、ちょっと時間が来てしまったので、これはまた次回、このことも委員会でも取り上げていただきたいと思います。質疑の時間を、ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、漆間議員さん。

○漆間委員 日本維新の会の漆間と申します。

レジ袋有料化義務化について伺いたいします。

令和二年七月一日より実施されているレジ袋有料化義務化については、プラスチック資源循環戦略を策定するために開催されたプラスチック資源循環戦略小委員会の第三回目の素案で、初めて有料化義務化という言葉が出てきたと認識しておりますが、それでよいのか、伺いたいします。

第一回目、第二回目ではこのような表現がなかったのに突如出てきた経緯や、素案を作成した環境省においてどのような議論があったのかを確認したいと思っています。

○室石政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、中央環境審議会のプラスチック資源循環戦略小委員会におきましてプラスチック資源循環戦略の策定について議論していただいておりますが、当時、平成三十年時点でございましてけれども、既に約二十の県が事業者等との協定等によりレジ袋有料化を実施していたという状況がございました。

こうした中で、同小委員会では、委員会から、この委員会の第一回目のときでございましてけれども、全国一律で競争条件をそろえる措置が必要であるといった指摘がございました。つまり、やっているとところとやっていないところで競争上の不公平があったのではない、そういったような御指摘がありました。

こうした御指摘を踏まえまして、第三回小委員会でも事務局から提示したプラスチック資源循環戦略の素案におきまして、レジ袋有料化義務化とい

う表現を使用したものでございます。

○漆間委員 もう一つ確認ですけれども、素案における義務化というのは誰に対しての義務化なのか、伺いたいします。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

レジ袋有料化制度については、容器包装リサイクル法に基づく判断基準省令におきまして、レジ袋を用いる小売事業者に対して容器包装の使用の合理化の取組を求めているということでござい

ます。

○漆間委員 最終的に、制度実施のための省令本体には義務化という言葉が記載されていない理由を伺いたいと思います。審議会などで指摘された営業の自由に対する懸念があったからなのでしょうか。伺いたいします。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

これは法令上の整理の問題でございまして、容器包装リサイクル法に基づく小売事業者の判断基準省令におきまして、事業者は、商品の販売に際して、消費者にその用いるプラスチック製の買物袋を有償で提供することにより、消費者によるプラスチック製の買物袋の排出の抑制を相当程度促進するものとするというふうに定めております。

主務大臣は、この判断基準省令に照らして、必要と認めるときは指導助言、さらに、取組が著しく不十分であると認めるときは容器包装多量利用事業者に対して勧告、公表、命令、そして、その命令に違反した場合には罰金を科すというような措置を講じることとしております。

こういうことで、直接処罰が下るといふわけではなくて、命令に違反した場合に処罰が下るといふことで、義務化という表現にはなっていないというところでございます。

○漆間委員 改めて、たくさん経過を含めて罰金が下るといふことなんですか、それという認識なんでしょうか。改めて伺いたいします。

○奈須野政府参考人 法令的な意味での規定ということから申し上げますと、容器包装リサイクル法

の四十六条の二におきまして、第七条の七の第三項、これは先ほど申し上げた措置命令でございまして、罰金に処するといふふうになっておりまして、こういう意味で、法令上は、命令に従うことが義務というところでございます。

そうした中で、このようなことで、単純に言えば、実質的には義務化ということでございますけれども、法令上は、命令に従うことが義務だといふようなことでございます。

○漆間委員 それでは、もう一つ、制度実施後、生分解性やバイオマスのレジ袋は有料化する必要がないのに有料化している事業者が大手コンビニ中心に大多数となっている今の現状について、これは当初想定していたことなのかどうか、伺いたいします。

○大岡副大臣 漆間先生にお答えいたします。

先ほど来の答弁も少し補足しながら先生にお答えをさせていただきたいと思いますが、御指摘のとおり、今回のルールでは、一部のレジ袋に関しては有料化をお願いしておりますけれども、そうではないものがあります。分厚くて再利用できるものか、紙でできているものか、海に捨ててもそのままきれいに分解されるとか、そういったものは有料化の対象とはしていないということでございます。そこは先生御指摘のとおりでございます。

したがって、生分解性プラスチックなどを使っただけのものであれば、それは企業環境に対する姿勢としては是非お願いしたいと私どもからも思っているところでございます。あくまでも、それができない場合の選択肢、つまり、環境に優しいプラスチック以外のものを使う場合には有料化をお願いしている、しかも、薄いもので再利用できないものを使う場合には有料化をお願いしているというところでございます。

これを、全ての、そうではないものまで有料化しているのは正しいのかという御下問かと思っておりますけれども、そこは事業者の判断として、一定の額で仕入れておられるものでございますので、そ

れを幾らで売るかというのは事業者の御判断でお願いしております。無料にできるものでも、仕入れがある以上は有料で売っていただいても結構ですし、例えば、うちのビニール袋は百円の値打ちがあるとすれば百円で売ってもらってもいいし、ブランドの袋なので千円の値打ちがあると思えば千円で売っていただいても結構でございます。そこは事業者の判断をお願いしているところでございます。

こうした取組を進めることによって、私ども環境省としては、環境負荷の低い産業をしつかりと育成をしていきたいと思っておりますし、また、関係省庁とも連携しながら、事業者や消費者の賢い購買にしっかりとつなげていきたいと考えております。

○漆間委員 これは、事業者と、あともう一つ大切な主体として消費者というものとあると思うんですが、事業者には環境に配慮した袋は義務化しないといけないということであるんですが、消費者は恐らくそのことを知らずに、有料化義務化でないことを知らずに、マスコミの中で有料化義務化という言葉だけが躍っているものから、それをもって、知らない中で、これもお金を払わなきゃ駄目なんだな、環境に配慮した袋なのに、お金を払わなければならないんだなと思つて、皆さんレジ袋代を払っていると思うんですが、これも、これというのは消費者をだましていくことにならないんですかね。

ちょっとそこについてコメントをお願いいたします。

○大岡副大臣 漆間先生の御指摘は、恐らく多くの有権者の方、国民の方から御意見が集まっております。確かに、私どもの言い方が十分でなかった面があるかもしれません。全てのレジ袋の有料化が義務化されたというふうに関心していただけたのも、先生が御披露いただいたとおりでございます。有料化しなければならぬものと有料化しなくて

もいものがあります。

ただし、できれば、そうした部分も消費者の賢い購買行動につなげていただきたいというものが私どもの本当の願いでございますので、先生御指摘のとおり、それが十分国民に伝わっていないということでもありますので、そこはこれから、私たちもしっかりと正しく説明するように心がけてまいります。

○漆間委員 改めての周知徹底をよろしくお願いいたします。

もう一つ、追加で伺いなんですけれども、今月から、プラスチック資源循環法施行で、スプーンなどの合理化の措置が始まっておりますけれども、これにより、もし削減効果がなければ、レジ袋同様、有料化義務化することになってしまふんですか。あともう一つ、削減効果があつたするのであれば、レジ袋有料化義務化を撤回して、レジ袋使用合理化、スプーンのようにですね、変えることもあるんでしょうか。併せてお伺いいたします。

○大岡副大臣 お答えいたします。

この四月にプラスチック資源循環法を施行したところでございまして、まずは、今の、現行のルールで、法に基づく措置をしっかりと普及してまいりたいと思います。漆間先生から御指摘のとおり、国民に正しく伝わっていないという面があるかと思っておりますので、そこは正しく伝えてまいりたいと思います。

御指摘の、スプーン等を含めた特定プラスチック使用製品の合理化の措置に対する削減効果については、各関係主体の取組状況を可能な限り定量的に検証してまいります。

将来的には、削減効果がどうだったか、それを受けて、どのように変えていったらいいかということとは、まさに、先生方の御議論も含めて、また国民の声もしっかりと受け止めることによって、また定量的に正しく検証していくことによって、あらゆる選択肢を、先生御指摘のようないろいろな選択肢が今後考えられると思いますので、目的

に真つすぐ行くのはどういう選択肢なのかということ、あらゆる選択肢を検討してまいりたいと考えております。

○漆間委員 ありがとうございます。是非検証の方もよろしくお願いいたします。

環境省の方々、大岡副大臣、ありがとうございます。

次に、ロシアのウクライナ侵攻による半導体製造の影響についてお伺いしたいと思っております。

環境省の方々、ありがとうございます。

半導体の製造には、ネオン、クリプトン、キセノンといった希ガス、レアガスですね、希ガスが必要とされておりますが、ウクライナやロシアはこれら希ガスの産出国であり、特にネオンガスについては世界の七〇％をウクライナが供給していると言われております。ウクライナ侵攻により、このネオンガスを生産するウクライナのメーカーが操業を停止したとの報道があり、半導体製造への影響が懸念されております。

先月三十一日に経産省で開かれた戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部の資料には、製造設備投資の支援を通じて希ガスの国産化について記載があります。この希ガスの国産化についてどのように進めていくのか、政府の見解をお聞かせください。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

半導体の製造に使われますネオン等の希ガスにつきまして、我が国の場合、輸入に多くを頼っているという状況でございます。

一方で、今、七割というふうなお話がございましたけれども、かつてそういう集中ということもあつたわけでございますが、今、足下では、ロシア、ウクライナ地域以外の地域での生産も相当進んでいて、集中が少し分散の方向にあるという実態ではないかというふうに思っております。

また、半導体メーカーにおいても、調達先の多角化あるいはリサイクルという取組を進めているというところで、足下、直ちに半導体のメーカーの

生産に支障が出るという状況にはないと認識しております。

その上で、今般、戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部で取りまとめた対策といたしまして、省資源、リサイクルを更に推進するということが並んで、今先生御指摘の国産、国内で生産ということも含めて、供給能力の拡充ということも挙げていただいております。

今後、その具体的な方策についてしっかりと詰めてまいりたいというふうに思っております。

○漆間委員 次に、半導体に必要な原材料についてお伺いいたします。

半導体製造には様々な材料が必要であり、日本は半導体材料についてのシェアが高いと言われておりますが、希ガスのように輸入に頼っている原材料もあります。昨年十二月に半導体の生産設備に支援を行う法律が成立しましたが、国内における半導体の安定的な生産確保を目指すには、半導体生産に必要な原材料の安定確保が重要で

そこで、一國からの輸入量が五〇％を超える品目が何品あるのかなど、半導体製造に必要な原材料のうち輸入に頼っているものの状況を経産省はしっかりと把握しているのか、また、それらの材料の安定供給のためにどのような対策を行っているのか、今後の方針をお聞かせください。

○門松政府参考人 お答えいたします。

半導体の安定供給の確保の観点から、サプライチェーンにおけるいわゆるチョークポイント、これを把握することは非常に重要だというふうに認識をしております。経済産業省では、常日頃から関係企業と密に連携をしまして、各種の情報収集に取り組んでいるところでございます。

このため、お尋ねの、一國からの輸入依存度が五割を超える原材料、これについては把握はしておるんですが、個別具体的な物資の輸入依存度についてこの場で明らかにしてしまうことは、マーケットや企業の調達戦略に影響を与える懸念がございます。国益を損なうこととなりかねないというところでございまして、お答えは差し控えた

と思います。

その上で、一般論として申し上げれば、半導体の生産は、グローバルなサプライチェーンによって成り立っております。資源の乏しい我が国において、上流の原材料の確保を含めたサプライチェーンの全てを日本国内で確立することは現実的ではないということでございます。

したがって、サプライチェーンのうち、我が国が強みを有する分野については、国内の産業基盤確立にしっかりと取り組むとともに、対外的に依存せざるを得ない部分については、省資源化また代替技術の開発による希少資源の使用量の低減、また調達先の多様化、さらには有志国、地域との協力を通じた補完関係の強化、こういった取組を通じて、原材料も含めたサプライチェーンの強靱化に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○漆間委員 把握しているということが大切だと思いますので、是非しっかりと対策をお願いいたします。

続いて、ニッケルの価格高騰について質問させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻は、石油や天然ガス、パラジウム、先ほどのネオンといった希ガスなどの燃料、鉱物資源に安定供給の危機をもたらしておりますが、EV向けリチウムイオン電池の材料もその影響が及んでいます。

クラス1と呼ばれる純度九九・八％以上の高品位ニッケルは、EVで利用するリチウムイオン電池の正極の主材料であり、世界で取引されるニッケルの約三割を占め、残り七割がクラス2と呼ばれる低品位ニッケルで、一般的なステンレス鋼に使われているとされております。

世界のニッケル産出量のうちロシア産が一割弱ですが、クラス1ニッケルに限っては、ロシアのノリリスク・ニッケル社製が約三割と非常に多く、価格の点でも圧倒的な競争力を誇るとされております。

ウクライナ侵攻による供給懸念などにより、

ニッケル価格は一年前の二倍を超える水準となっており。今後、EV向けリチウムイオン電池に用いられる高品位ニッケルの更なる価格高騰、供給不足が生じるおそれがあり、EV普及に向けた取組に対して悪い影響を与えるものと考えます。

そこで、まず、我が国における高品位ニッケルの輸入量の推移、自動車産業で使用されている量の推移、トレンドをお伺いいたします。その上で、現在のニッケル価格の高騰が自動車産業に与える影響及び今後の高品位ニッケルの安定供給に向けた取組について、政府の見解をお聞かせください。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

貿易統計上、クラス1ということで区分がされていないもので、比較的高品位なニッケルということで、塊状及び粉状のニッケルという分類で見ますと、年間約四万トンというのがこの数年続いている状況でございます。このうち、蓄電池の原料となる硫酸ニッケルに使用されるものは、この四万トンのうち大体半分程度というふうに見られているところでございます。

委員御指摘のとおり、ロシアのニッケルの生産量は世界全体の一割程度でございます。また、先ほど申し上げました塊状及び粉状のニッケルの輸入量でも日本のロシア依存度は一割程度ということでございますので、日本が直接的な影響を受けているという状況には現在ございません。

一方で、今御指摘いただきましたニッケル市況、大変不安定な状況になっているというふうにご認識しております。この要因には、もちろんロシアのウクライナ侵攻ということもあるわけですが、一方で、中長期的に、車の電動化が進んでいく中でニッケルへの需要が増えていく、こういった中長期のトレンドもあると認識しております。

いずれにしても、こうしたニッケルの安定供給は、日本の自動車産業にとっても大変重要な課題であるというふうに思っております。

政府といたしましては、JOGMECを通じて資源探査や民間企業の資源開発プロジェクトへのリスクマネー供給、資源国との関係強化に加え、リサイクルや使用量低減に係る技術開発など、需給両面における対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

今後、市場の状況をしつかり注視させていただき、ニッケルの安定供給の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○漆間委員 リチウムイオン電池の正極材には高品位ニッケル以外にもリチウムやコバルトといった希少金属が使われており、これらの希少金属を使用するには高度な技術力が必要で、日本企業が強さを維持しています。

一方、こうしたニッケル、リチウム、コバルトといった高価な希少金属を用いない電池の正極材への変更が進んでいるという話もあります。ニッケルやコバルトを使用しないリン酸鉄系の正極材です。このリン酸鉄系の正極材は中国メーカーがほぼ独占し、ドイツのフォルクスワーゲンなどが採用を決め、アメリカのテスラも量産モデルでは既にリン酸鉄系の正極材を採用し、イーロン・マスク氏も、将来は鉄系が電池の三分の二を占めるとの報道があります。

そこで、我が国の企業などが製造するリチウムイオン電池のリン酸鉄系正極材の現状と今後の方向性について、政府の見解をお聞かせください。

○藤本政府参考人 リン酸鉄系のリチウムイオン電池は、正極材にニッケルやコバルトなどを使う電池と比べましてエネルギー密度が低いという点で、やや性能は劣るという問題がありますが、一方で、価格が安くて、委員御指摘のように資源リスクも低い、こういう特徴があるというふうにご認識してございます。

こうしたことから、中国では、低価格帯の電気自動車やバスなどの商用車、こういったものを中心に活用されておりまして、その結果として、このリン酸鉄リチウム、正極材ですね、これについて大半が中国で生産されている、こういったよう

な状況にあると思っております。

このリン酸鉄系のリチウムイオン電池、技術的には一世代前というふうな評価を受けていたところですが、昨今の資源価格の状況等を踏まえて、欧米においても見直しが進んでいるというところがあります。日本においてもこうした電池の採用という可能性について検討が進められているというふうにご認識してございます。

こういう中で、私どもとして政策的にどうアプローチしていくか、市場の動向を見ながらしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○漆間委員 よろしくお願いいたします。

最後に、空飛ぶ車についてお伺いいたします。

先日政府より発表されました、空飛ぶ車ロードマップ改訂版の内容についてお伺いいたします。また、この改定を受けて、私の地元大阪でも、大阪空飛ぶ車ロードマップ及びアクションプランが作成されたところでございます。是非、連携支援してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤本政府参考人 御指摘の、空の移動革命に向けたロードマップにつきましては、民間事業者、関係省庁等で構成されました空の移動革命に向けた官民協議会において、官民の最新の取組状況を踏まえた検討を行い、本年三月にこれを改定したところであります。

改定のポイントとしては、二〇二五年大阪・関西万博において空飛ぶ車の活用を行うこと、それから、二〇二五年以降の本格的な社会実装に向けた総姿、さらに、こうした目標に向け、足下では二〇三三年度までに機体や運航の安全性に係る基準を整備すること等を明確に位置づけたところでございます。

今回明確化した目標の着実な達成に向けて、引き続き、官民一体となつてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○漆間委員 続きまして、空飛ぶ車の離発着場についてお伺いいたします。

具体的に地図に設定されているところなんですけれども、万博会場内外の離発着場の整備の方針と、また、先日政府より指定していただきましたが、大阪のスーパーシティー構想では町じゅうに空飛ぶ車発着ポートの構想があるところなんですけれども、万博後の、今後の離発着場の整備の在り方や場所の選定に関してはどう進めていくんでしょうか。お伺いいたします。

○藤本政府参考人 今御指摘のように、二〇二五年大阪・関西万博会場内外の離発着場については、大阪・関西万博×空飛ぶクルマ実装タスクフォースというところで詳細な検討を実施しております。会場北西部に位置する次世代モビリティの展示・体験エリア内にこれを設置するという具体的な方向を示しているところでございまして。今後、実際の運航開始を想定しまして、離発着場内の配置や設置が必要な設備といった仕様を具体化していきたいというふうに考えております。

その上で、万博開催後の本格的な社会実装に当たりましては、実際に事業運営を円滑に行うための離発着場に係る制度整備が一層重要になると考えております。本年度から、官民協議会の下に離発着場ワーキンググループというのを新たに設けまして、所要の制度整備について、これも官民一体となつてしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

○漆間委員 離発着場の整備は社会的受容性の向上が必要になってくると思っておりますので、是非その方向もよろしくお願いいたします。

インターネットの動画などを見ますと、中国のイーハン社を始め、ドイツやアメリカなど、機体開発が進んでいるのがよく分かりますが、日本における海外メーカーの機体活用に向けた取組状況と日本メーカーの現状についてお伺いいたします。

○藤本政府参考人 お答えを申し上げます。

海外メーカーによる取組の一例として、例えば、米国のジョビー・アビエーションは、本年二

月に全日本空輸株式会社、ANA及びトヨタ自動車株式会社と覚書を締結し、市場調査を進めていく、こういうことにしているというふうに認識しております。

また、ドイツのボロコプター社あるいは英国のパーティカル・エアロスペース、これは日本航空株式会社と連携して、今後の機体導入に向けた具体的な検討を進めております。

これらの企業は、先ほど申し上げた空の移動革命に向けた官民協議会、これに加入していただいております。二〇二五年大阪・関西万博での機体活用等に向けて積極的に議論に参画していただいているというところでございます。

一方で、国内メーカーでございます。株式会社Sky Driveというのがございますが、昨年十月、国土交通省に対して、商用運航に必要な機体の型式証明の申請を行ったということで、商用化に向けて着実に取組が進んでいるというふうに認識しております。

こうした企業側の取組を踏まえまして、政府としましては、事業者との対話や所要の制度整備を通じて国内市場の早期立ち上げということを図るとともに、令和四年度予算で、次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクトということで、技術開発支援を通じて国内メーカーの競争力強化、これを後押ししていく、こういったことにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○漆間委員 先ほど御答弁の中にありました、型式証明の申請について伺いたいと思っております。

型式証明の申請の制度というのはどんなもので、何ができるようにするのか、教えていただきたいと思っております。これというのは日本独自のいわゆる認証制度なのかどうかというのをお伺いしたいと思っております。日本の産業化を考えると、これも海外との連携が必要になってくるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねのありました型式証明でございますけれども、航空機の設計が安全基準や環境基準に適合していることについて審査し、証明するものでございます。

設計、製造者が型式証明を取得することにより、航空機を実際に飛行させるために必要となる一機ごとの検査を大幅に簡略化することができま

す。したがって、航空機を円滑に商用運航させることが可能となるというものでございます。また、型式証明制度でございますけれども、これは、欧米を含め国際的な、国際民間航空条約の加盟国共通で採用しているものでございます。

で、これは共通でございますが、空飛ぶ車の審査に当たり適用される基準につきましても、欧米の対応状況も踏まえた上で検討しております。そのベースとなる基準は欧米と調和の取れたものとなっておりますというところでございます。

○漆間委員 是非、海外との調和の取れたものになるようお願いいたします。

続きまして、空飛ぶ車の自動運転、自動飛行の親和性について伺いたいと思っております。

空飛ぶ車の、ヘリや自動車よりも自動運転の親和性がすごく高いというふうに聞いておりますが、実際のところどうなのか、また、その理由についてもお伺いいたします。

○藤木政府参考人 空飛ぶ車に関しては、一つは、電動であるために使用部品や機構が簡素なものとなっており、操作性が高いという特徴がございます。これが自動運転との親和性が高い一つの理由でございます。

もう一つは、空を飛ぶわけでございますから、運航時に建築物あるいは歩行者といった要素がないということでございます。これもまた自動運航がやりやすいという事情にあるのではないかと考えております。こうした自動運航との親和性が高いモビリティであるというふうに考えてございます。

先ほど申し上げました令和四年度の予算も活用しまして、こうした運航管理技術の開発というこ

とも進めていきたいというふうに考えております。将来的な自動運航ということについてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○漆間委員 自動運転が可能となれば、低コストの運航が進んで、空の移動の大衆化に近づいていくと思っております。是非その方向で進めていただきたいと思っております。

なお、自動運転には、昨日本会議で我が党が御説明した、情報通信行政の改革が欠かせません。是非、経産省においてもその重要性について御認識いただきたいと思います。

私からの質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、小野泰輔さん。

○小野委員 日本維新の会の小野泰輔でございます。今日は、大きく分けて二点、御質問させていただきます。

一つ目は、今日は原子力規制委員会更田委員長、お越しいただきました。おとといの続きでございます。おととい、私が特定重大事故等対処施設、特重施設に関する質問をさせていただきましたけれども、その御答弁、どうしても一方通行だったのも、もうちょっとやはり聞きたいなといううようなことがございまして、御足労いただいたということでございます。

そこで、私がおととい何を質問させていただいたかということですが、この特重施設、これを五年以内に造らなきゃいけないといううう今制度になっているんですけども、ここの起算点の問題というのがあります。

当初は新規制基準が施行された日が起算点になっていたんですが、現行はそれぞれの施設の、本体施設等の工事計画の認可から五年以内といううことで、この起算点というものが変更になっているといううことでございます。

そこで、この間、そこについては御質問はさせていただきますでしたが、そもそもなぜこのよ

うに特重施設の経過措置の起算点の変更というのをやったのかということをお伺いしたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

特定重大事故等対処施設というのは、もとより本体施設に加えて設置するものですので、本体施設の設計が固まってからでないと特定重大事故等対処施設の設計について議論を始めることができません。

したがって、当時、本体施設の審査が長期化を待たずに本体施設の設計がなかなか固まらなかった、そこで、施行日から五年というものを、今度は、工事計画認可、これは詳細設計が固まったということに相当しますけれども、本体施設の設計が固まった時点から五年間というふうに期限を改めたものであります。

○小野委員 お答えいただきましたけれども、しっかりとその施設の本体の安全性というものの設計が固まってきたら、特重施設の建設ということでも、ストップウオッチがスタートするということ、非常に現実に沿った形での改正がなされたんじゃないのかなというふうに思っているわけなんです。

しかし、この間、更田委員長に御答弁いただいた内容、これが非常に、私はもうちょっと改善の余地があるんじゃないかなというふうに感じておりまして、おとといの御答弁、最後、こういう形で終わっているんですね。約束した改善が果たされないという事態は避けるべきであると。

つまり、いろいろと、三つの原発が再稼働がでないといううような状態が今発生をしております。それは、この五年内、つまり、今の起算点から五年内でなかなか間に合わなくて、そして特重施設ができている状態で運転が止まっているというううな状況になっているわけなんですけれども、確かに、おっしゃるように、今の制度では約束した期間内に改善が果たしていないので、そういう状況は避けるべきじゃないか、努力すべきじゃないかというううなことは、私は、もちろん規制委

員会としては、当然そういうふうにおっしゃることは今の段階ではそうだとおっしゃるに思っているんですけども、ただ、これが将来どうなるかわからないというふうに思っています。

まず、そこでちょっと伺いたいと思うんですけども、おとしい御答弁いただいた、約束した改善が果たせないような事態になぜ一部のプラントが陥っているのかということについて、規制庁側から審査して、どういうことが起こっているのかということとを分析した結果をお答えいただきたいと思っています。

○更田政府特別補佐人 工事の計画については、規制庁は、事業者の計画を把握しておりますけれども、それが遅れてしまった事情というのは個社それぞれのものだと思いますので、原子力規制委員会としてお答えする立場にございません。

○小野委員 そういうやり方でいいかどうかというの、是非ちょっと考えていただきたいなと思うんですね。

つまり、個別の工事そのものをどういった形でやっているのかという内容をしっかりと把握しつつ、そして、今の規制委員会が定めているような特重施設を設置する期間がそれで妥当かどうかというのを、やはり常に考えていく必要があると私は思うんですね。

そういう意味では、是非、今御答弁いただいたような、とにかく計画を立てて、それについてちゃんとできているかどうかということだけしか見ないんだというんじゃないかと、現実的に、例えば、これから特重施設を造るような計画に入っていく原発が増えていて、同じようにやはり間に合わない、そして止めなきゃいけないということが、これが規制委員会だけの話じゃないんです。我々が、今エネルギーの逼迫というものが、今まで住んでいた世界とは違う、ロシアのウクライナ侵攻によって世界が変わったという認識を、これはもう規制委員会だろうと、経産省だろうと、電気事業者だろうと、国民全員がやはり持たなければいけない事態に陥ったというふうに思います。

ので、是非、先ほどおっしゃったような答弁ではなしに、やはり、今の現実の特重施設の施工というものがどういう状態になっていて、そして、五年をやはり超えてしまうことが多いよねということであれば、そこは柔軟に考える。

ただ、私は、安全性をおろそかにするということを言っているわけではないんです。安全性をないがしろにしてやるべきじゃないというふうには思っています。

ただ、おとしいも、いみじくも更田委員長が、非常にコンパクトな答弁、御答弁の中でおっしゃっていることとして、新規制基準に適合している原子力発電所については、特定重大事故等対処施設がないことが直ちに危険に結びつくとは考えておりませんというふうにおっしゃっているわけでございますので、そういう意味では、しっかりと安全を確保するというようなことをもちろん前提としながらも、しかし、今の現実に沿った形のルールを、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、最初の起算点を設置していただくところから改正を一度しているわけですから、このときには、やはり現実的なことを考えて制度改正しているわけでございますので、そういった観点で、今後も規制委員会としての仕事をやっていただきたいなというふうに思います。

そういう意味で、概括的な話として、最後に更田委員長にもう一問質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、原子力規制委員会の仕事をやっていくについて、今まで一体どのような効率性、もちろん、安全性を置き去りにするということは絶対あつてはいけません、やはりエネルギーが逼迫している中で、再稼働を安全にできるものについては一日も早くやるということでは私は大事だということに思っておりますので、規制委員会の仕事の進め方の効率化について、規制委員会の中でどのような工夫と努力を行っているのかについてお答えいただきたいと思います。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会が行う規制の上で非常に重要なことは、安全の追求に妥

協は許されないということ、また、単に申し渡すというわけではなくて、事業者との間に共通理解が生まれるまできちんとした議論を続けるということが重要だと考えています。その上で、透明性の確保といったような大原則の下に、もとより私たちも、審査が効率的に進むことは希望しているところです。

そのために、私たちの意図が正確に伝わるように、会合での論点等を文書化するであるとか、それから会合の頻度を上げる。更に言えば、事業者側には、事業者側が同席を望む専門家を同席させるということとは認めていますし、ですから、彼らが希望すれば、コンサルタントであるとか専門家を同席させることも可能である。それから、同種の審査に当たっては、複数の事業者を相手に審査会合を行う。同型の炉を持っているような事業者がありますので、そういったものについてはまとめて審査会合を行うというような取組を行っているところでございます。

○小野委員 ありがとうございます。

できる努力を是非これからも更に積み重ねていただいて、そして、やはり規制する側として事業者の側というのは、当然、お互いに甘えがあつてはいけません。しっかりと本当に安全性を確保できるための審査を、国民が納得する形で、そして安全性がちゃんと担保される形でやっていかなければいけません。その中でも、やはり、コミュニケーションのそこがいないようにしていくとか事前に段取りができることはしていくとか、様々なやることを積み重ねていただきたい。

事業者側なんかは、再稼働に成功した事例を持つていろいろな人たちが、ほかのプラントに関してもしっかりとてこ入れをして努力しているというふうなこともありますので、是非、規制委員会側としてもこれから努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも、更田委員長始め規制委員会の皆様には、しっかりと汗をかいて、そして、今エネルギーが本当に逼迫している状況をできる限り解消できるような形で、頑

張っていただきたいというふうに思っています。それでは、更田委員長、御退席をいただいておりますので、ありがとうございます。

次に、今度はちょっと話題が変わるんですけども、先ほどの漆間委員と同じ、大阪万博についてということで御質問させていただきたいというふうに思っています。

私の方は、空飛ぶ車というような夢のある話というよりも、もうちょっとカーボンニュートラルというのを進めていくような話になるんですけども、大阪万博におけるカーボンニュートラル、これをどう進めていくのか。今日、細田副大臣もお越しいただいておりますけれども、大阪万博において、温室効果ガス排出低減策、どのように考えていらっしゃるのかということとをまずお伺いしたいと思います。

○細田副大臣 ありがとうございます。

昨年十二月に、政府が二〇二五年大阪・関西万博アクションプランを取りまとめさせていただきました。この中で、大阪・関西万博では、日本の革新的な技術を通して世界に脱炭素社会の在り方を示していくということとされております。

具体的には、万博において、例えば、水素発電の実証を通じたCO₂フリー電源の供給でありますとか、ガスタービンを用いた専焼技術によるアンモニア発電の実証でありますとか、あるいは生ごみから発生するCO₂を利用したメタネーションや、CO₂排出削減・固定量最大化コンクリートなどの実証などを行うこととしております。

○小野委員 ありがとうございます。

大阪万博につきましては、カーボンニュートラルというの、持続可能な社会づくりという文脈から、やはり重要だというふうに思っております。そして、今副大臣おっしゃいましたように、最新のアンモニアですとかこれから我々が取り組んでいかなければいけないようなものを、ショーケース的に、意欲的にやっていただくとということも非常に大事だというふうに思っております。

れども、今日は、私は、そういうハイテクというところではないんですけれども、バイオディーゼル燃料についての、万博に絡めての利用促進というものを是非進めていただきたいという趣旨で御質問させていただきたいというふうに思っております。

バイオディーゼル燃料というのは、これはヨーロッパの方でかなり進んでいるものでありまして、古くからやられているんですけれども、要は、食用の廃油、例えばてんぷら油、これをリサイクルをして、そしてディーゼルエンジンなんかに使っていくというようなものでございまして、これは、ヨーロッパなんかでも、割と、車の後ろの方を見ると、バイオディーゼル燃料だけで運転していますよという、車名が入っている横にそういった表示がされているような車も結構見かけるんですけれども、日本の中には、まだまだそこまではいいません。

そして、日本の場合にどれぐらいの混合率でバイオディーゼル燃料が使えるのかというと、これは品確法で定められておりまして、日本国内の場合には5%まで、軽油に5%までしか混ぜてはいけないということになっています。

それは何でなのかということなんですけれども、やはり、今までバイオディーゼル燃料というものがあるけれども、結構あつて、どうしてもエンジンに使用してしまうと壊れてしまうというようなこともありまして、なかなかこの5%の壁というのを越えるということが難しかったわけなんですけれども、しかし、最近、三割混ぜても、あるいは10%でも、ちゃんとディーゼルエンジンが使えます、しかも壊れませんよというような品質のものが出てきました。

そこで、御覧いただければと思います、今日お手元にお配りしております資料の一枚目なんですけれども、ちょうど昨日、プレスに対する、記者発表があつたんです。いつも、どうしても、私、熊本におりましたので、熊本のニュースがいろいろ入ってきて、それで、地元の方からこういう

たことをやっているんですよというところをお知らせいただくものですから、御紹介をしますけれども、昨日、熊本空港におきまして、高純度バイオディーゼルの燃料を使って、そして、熊本空港内の、この裏を見ていただければと思いますけれども、トイイングトラクターというものがあります、これを、30%混合したBDF燃料で動かしていく実証実験をしていくというような発表がありました。

これは、経済産業省より試験利用の大臣認定を取得するというようなことでございまして、こういった試みも経済産業省としてもなされているということなんですけれども、これによつて、今まで5%配合までしかできなかったものが30%配合になるわけですので、CO₂の削減効果という意味でいえば六倍になってくるということとでございます。

こういったことを、このBDF燃料を作っているのはたまたま熊本会の会社なんですけれども、そういった試みが出てきているということで、経産大臣、萩生田大臣にお伺いしたいというふうに思っていますけれども、こういったカーボンフリーを進めていけるような高品質、高純度のバイオディーゼル燃料というものが、これが今採用されつつあるということとでございますけれども、この点について御認識があつたかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○萩生田国務大臣 認識があつたかどうか、私が許可したんです。軽油にバイオディーゼル燃料を30%混合して、熊本県において試験研究を行うという計画が出されましたので、三月十四日付で認定をしました。チャレンジしてみようと思ひます。

本事業は、阿蘇くまもと空港において、混合燃料を空港内の業務車両に活用し、今先生資料で御紹介いただいたトイイングトラクターの中で使ってもらふことで、車両にどんな影響が生じるかを調査する目的で実施をされているものと承知しております。

ただ、これはそんなにスピードを出す種類の車じゃないものですから、ぐっと踏んだときにエンジンにどういった影響が出るかという意味では、少し吹かしてみたいという部分もあるのかなと思ひますが、経産省としては、引き続き、脱炭素化に向けた事業者の取組を後押ししていきたいと思ひますので、しっかりとデータを見せていただきたいなと思ひます。

○小野委員 大臣、大変失礼いたしました。大臣自らがこれは認可をされたということとでございます。

先ほど御指摘いただいた、ぐっと踏み込んだときに力が出るのかと。出ます。そして、実際に10%で、熊本で作っているこのバイオディーゼル燃料でがんがんディーゼル車が走っているんですね。なので、今までは、おっしゃるように、なかなかそういった品質のものがなかったりしたんですけれども、やはりそこは技術が発展をしておりますので、そういう意味では、今回、本当に御英断だったというふうに思ひます。

この30%、日本初で実証実験が進むということとでございますので、是非この実証実験でしっかりとデータを取っていただきまして、そして、これはいけますよということであれば、これを経産省として旗振りをしていただいて、どんどんどんどん使っていけるような環境づくりというものを進めていただきたいというふうに思ひます。

で、是非、これは本当に私もうれしくて、なかなか、私も熊本にいる時代、これをやってほしいというところをいろいろなどでお願ひしていたんですが、やはりバイオディーゼル燃料の品質に疑いを持つていらつしやる方は多いんですね。それは当然でして、今まで、粗悪なものを使つてしまつて、そして自分の車のエンジンが壊れちゃつたという人がやはりいるんですね。

ですから、やはり、そういう体験をしていると、どうしても、本当にあなたのところの製品は大丈夫なのということがずっと続いてきたんです、それを、やはり環境が変わつたんだと思ひま

す。カーボンニュートラルということも進めなければいけないということで、萩生田大臣の音頭でこういったことも進めていただきましたので、是非このデータ取りというものをしっかりといただいて、そして、これは大丈夫だよというふうに分かつた時点では、是非進めていただきたいというふうに思ひます。

そういう意味で、その後の質問なんですけれども、今、先ほどちょっと触れましたけれども、日本国内では品確法によつて5%しか軽油にバイオディーゼル燃料を混ぜられないというようなことになっているわけなんですけれども、これが、先ほど申し上げたように、効果がありませんよと、この熊本での実証実験が全てではないと思ひます、ほかでもやらなければいけないかもしれませんが、ただ、本当にいいよと分かつた場合には、温室効果ガスの排出削減という効果もござい

ますので、是非、萩生田大臣、これを進めるというふうなことも、5%じゃなくて例えば30%もオーケーとか、あと、今、事業者の中では10%、先ほど申し上げたように、自分で自分のディーゼルエンジンの車に10%入れている人もありますが、品確法を改正して、そのようなバイオディーゼル燃料をどんどん使っていけるような世の中にしていこうというふうなお考えはあられるかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○萩生田国務大臣 先生、多分、バイオディーゼル燃料と一口に言つても、もとの材料は何を使うとか、混合の仕方とか精製の仕方、質がいろいろ違つたんだと思ひます。

今回、熊本がチャレンジしてくれているのは、専門家の意見を聞くとか非常にいいものができる、上がっているということなので、まず、エンジンに30%混ぜても影響がないか、影響がないとすれば、そのデータを戻つて、では、どういう材料で、どういう混合で、どういう精製だったかという質のいいディーゼルオイルができるのかということも含めて、その上で更に利用度を上げていくというのはやるべきだと思ひますので、

是非、しっかりとした試験をやっていたら、その上で上限を、今は品確法で5%と決まっていますから。

しかし、将来のカーボンニュートラルを考えたら当然上げていかなきゃならないわけですから、これはまず先頭を走っていただく皆さんがいいデータをしっかりと出していいただき、そして、他のオイルと何が違うのかということもしっかりと横展開をしていただければ、結果的に上限を上げていくことは可能だと思いますので、まずは試験結果をよく見ていきたいと思っています。

○小野委員 大臣、ありがとうございます。大変力強い御答弁をいただきました。

おっしゃったとおり、本当に大事なことで、BDFの中にもいろいろあるんですね。ですから、そのBDFがちゃんと信頼性があるものなのかという基準そのものも非常に大事だと思いますので、そういう意味では、サブライヤーによって、どういう作り方をしているのかとか、あるいはその成分がどうかということもしっかりと見定めていただく必要があると思いますけれども、でも、それを是非やっていたらいい、そして、多くの方々が、BDF、使ってみようかなというふうに見えるような制度整備というものを進めていただければというふうに思っています。是非、期待をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、次に、では、BDFの活用というものが進んだ場合に、てんぷら油みたいなものがあるかと確保できるのかということが非常に大事になってくるわけでございます。

そこで、二枚目の資料を御覧いただきますと、これは高純度バイオディーゼル燃料事業者連合会というところが、どうやって普及させていくかというところをロードマップを描いてまして、これから二〇二五年、まさに万博に向けてはB30を進めていくということなんですけれども、それによって、一番下のグラフのように、CO₂も削減していきましょと。今三万トンですけれども、

それが二十六万トン、そして二〇三〇年には五十二万トン、CO₂を減らしていきましょというように描いておられるわけなんですけれども、ただ、このときにやはり課題になるのが、油が集まるのかどうかということだと思ふんですね。

三枚目の資料を見ていただきますと、今の現状、食用油の廃油がどういう処理をされているのかというようにことがフロー図で書かれています。

その中で、上段でも下段でもいいんですけども、上段の方がちょっと見やすいので、丸をいくつかの部分で御覧いただきますと、輸出が六万トンで、そして、古新聞などにしみ込ませて、また凝固剤で処理し、ごみとして廃棄しているというのが、これが六万トンとそして九から十万トンというもので、輸出に行っちゃっている、大体中国に行っているそうなんですけれども、そして廃棄している方が十万トンぐらいい出ているということで、これをどうやって確保していくのか、国内で有効利用するかということが非常に大事になってくるというふうに思います。

そこで、所管の環境省さんにお尋ねをしたいんですけども、現時点で、環境省として、廃油の回収とか活用状況についてどういう把握をされているのかということをお伺いしたいと思っています。

○室石政府参考人 お答え申し上げます。環境省が実施している調査で把握している数字についてお答えいたします。

まず、一般廃棄物の方ですけれども、そちらの廃食用油については、分別回収している自治体の数ですけれども、令和二年度実績で五百四十九団体でございます。全体の約三割でございます。また、回収された廃食用油からバイオディーゼルの原料化された量は、令和二年度の実績で四千三百八十トンと承知しております。

また、次は産業廃棄物でございますが、そちらの廃油のうち、廃食用油の排出元の一つである食料品製造業からの排出量は、令和元年度実績で年間十六万六千トンでございます。ただし、この数

字には、食用油以外の廃油も含まれているというふうに承知しております。

○小野委員 なかなか、BDFに使えるような油だけを、例えば廃食用油だけを把握するというのは難しい面があるかと思ひますけれども、ただ、先ほどのように、脱炭素社会でそういった油を国内でしっかりと使っていくというようにことを政策として進める場合には、やはりその把握も必要だというふうに思ひますので、是非、これはいろいろな団体が頑張っています。例えば、菜の花プロジェクトネットワークの藤井綱子さん、非常に有名な方で、てんぷら油を集めて、そしてこれをBDF化するということで、もう本当にライフワークとして頑張っているんですね、すごい、すばらしい女性がいっぱいいらっしゃるんですね。

そういう方々も本当に熱い思いでやっていらっしゃいますので、そういう民間の方々とも連携をしながら、しっかりと、なるべく多くの食物用の廃油を、これを国内でBDFとして使っていくという流れをつくっていただきたいというふうに思っています。そして、それを進めるためには税制も変えていく必要があるというふうに思っています。

今、軽油引取税で、BDFが軽油に混合すると全体に課税されちゃうんですね。これはやはりカーボンニュートラルを実現する上でもちよつと障害になっていくというか、政策的にも余りよろしくないんじゃないかなと私は思ふんですけれども、これについて、やはり将来的には改正をすべきじゃないのかというふうに思ひますが、これについて総務省の見解を伺いたいと思っています。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

軽油引取税につきましては、課税対象となっていない重油や灯油などの混和による不正軽油という問題がございますので、このような混和による課税逃れが生じませんように、混和された軽油につきましては、その全体を課税対象として課税する、軽油引取税を課す、こういう仕組みとしていくところでございます。

こうした課税の仕組みでございますため、御指摘のバイオディーゼル燃料が混和された軽油につきましても、課税対象となります引取りの時点、その時点における軽油全体に對しまして軽油引取税を課すという仕組みとなっているものでございまして、御理解をいただければと存じます。

○小野委員 私も地方行政の現場でやっておりまして、抜き打ち検査とか本当にしっかりとやっていかなきゃいけない。その課税の公正さという面は非常に大事だということに思ひますけれども、ただ、総務省全体でできるかどうかは別として、例えば課税の部分においてはそうやってやるけれども、ただ、BDFを使っている部分に関しては何らかの、ユザーさんが恩恵を受けるような仕組みづくりというのを、これは総務省の枠を超えてでもいいと思うんですけれども、やはり進めていくべきだろうというふうに思ひますので、これは経産省も含めて皆さんで、どうやってたもつとバイオディーゼル燃料を使っていたのかという工夫をしていただきたいというふうに思っています。

それでは最後に、こういった議論を受けまして、細田副大臣にお伺いしたいというふうに思ひます。

今、実証実験をやっている段階ではありますけど、ただ、万博というの、これはいろいろ実証実験をしていく場でもあります。そういう意味で、最後に、このBDF燃料を大阪万博でどのように使っていくのかというところの思ひがあればお伺いしたいというふうに思ひます。

○細田副大臣 ありがとうございます。

バイオディーゼル燃料などのバイオ燃料の導入は、先生からも御指摘ございました運輸部門の石油依存度を低減させ、脱炭素化に向けた取組を推進するための有効な手段の一つであると認識をしております。

大阪・関西万博では、先ほど申し上げたとおり、持続可能な万博の運営を目指して、温室効果ガスの排出抑制に取り組むこととしており、今

後、博覧会協会と連携しながら、先生から御指摘があった熊本での実証実験の結果も踏まえて、バイオディーゼル燃料を大阪・関西万博で活用できるか、検討してまいりたいと考えております。

○小野委員 副大臣、ありがとうございます。
是非、意欲的に、使えるところで使っていただきたいというふうに思うんですね。本当に、日本の、ある意味、もったいない精神が一番生きる分野だというふうに思うんです。本当に、それぞれの御家庭で余ったてんぶら油を集めて、そして、それをちゃんと再生可能エネルギーとして生かそうというような情熱を持っていらっしゃる方は全国にたくさんいらっしゃると思いますので。

例えば、万博の会場で夜間の照明用の電源として燃料を使うとか、あるいはいろいろなシャトルバスがありますよね、そういったところ、まあ電化されるものもあると思いますが、そうじゃないものもあると思います。そういったところでも使っていただくということで、やはり多くの方々の思いがこの万博でつながっていくというふうなものにしたいなというふうに思いますので、どうぞ前向きな御検討、そして採用をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、鈴木義弘さん。

○鈴木義弘委員 国民民主党の鈴木義弘です。

早速、質問に入りたいと思います。

今日は、DX、デジタルトランスフォーメーションについて何点かお尋ねしたいと思います。御案内のとおり、DXは、データやデジタル技術といったテクノロジーの力を企業が利用し、優位性を獲得し、顧客や社会を豊かにするというふうに定義されています。しかし、私を含めて多くの人が、DXとITが混同しているんじゃないかというふうに思います。

DXは、テクノロジーを活用した業務プロセスそのものの変革、プロダクト、サービスや事業の経営の変革のことというふうに言われておりますし、すなわち、情報やデジタル化を手段として、

製品、サービス、ビジネスモデルの変革を進めるもの。対して、AI化は、テクノロジーを活用した既存事業の効率化、すなわち、業務効率化などを目的として、情報やデジタル化を進めるものと言われている、DXとIT化は、一見すると同じように見えるんですが、実は全く違うものだというふうに言われているんです。

まず、当たり前のことをお聞きしているんですが、御認識をお尋ねしたいと思います。

○門松政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおりでございます。
DX、意味は多義的でありまして、人や組織によって指す意味の違いや類似語との混同が見られる概念でございますが、経済産業省においては、DX、デジタルトランスフォーメーションを、企業がデータとデジタル技術を活用してビジネスモデルを変革するとともに、企業文化、風土等を変革して競争上の優位性を確保することというふうに位置づけております。

他方、IT化でございますが、ツールの導入等によって、業務プロセスを電子的な手段に切り替えていくことを指すものと承知しております。

すなわち、IT化が既存事業を変革することなく単にソフトウェアやシステムを導入するものであるのに対して、DXは経営改革までを含めた概念であるというふうに認識をしております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

そう御答弁いただいたんですけれども、日本のDXが世界と比べると遅れている理由が三つあるんだそうです。

一つは、テクノロジーに対する理解不足。その一つとして、新技術や新しい概念に関する情報は英語で公開されていることが多いのが一つの要因だ。

二つ目、IT人材の育ちに課題。日本ではIT人材が育ちにくいのは、年功序列で若い人材にチャンスが与えられにくい風土がまだまだ多く残存していることです。また、IT戦略の立案、推進をシステムインテグレーターなどの外部

企業に委託して、DXの推進を外部に丸投げしている。社内にノウハウが蓄積されていないケースが多い。

三つ目が、データに対する考え方の違い。日本では、記録のため、万が一のため。アメリカでは、データを活用、戦略の柱をつくるため。日本とアメリカでは考え方が異なっているということです。

日本ではデータを活用して新しいビジネスを創造する力が欠けているんじゃないか、このような指摘がされているところですが、経産省としてどのような認識を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○門松政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおりだと思いますが、まず、我が国においては、一部の企業において積極的なDXの取組は見られますが、八割の企業が、まだDXが個別の取組に終始し、全社的な変革に至っていない状況であり、全体としてはDXの取組が遅れているといった状況にあると認識をしております。

また、独立行政法人の情報処理推進機構が行った調査によれば、DXへの取組状況を日米で比較すると、米国の企業の約七九％がDXに取り組んでいるという状況であるのに対して、日本企業では約五六％にとどまっているといったデータもございまして、このような状況は改善していくべきだというふうに認識をしております。

○鈴木(義)委員 そこで、ちょっと前後してしまつて申し訳ないんですが、DXを推進するためのインフラ整備について、デジタル庁にちよつとお尋ねしたいんですね。

民間では、大企業は過去の成功体験にすぎたため、導入への明確なビジョンや組織体制について課題があるというふうに言われています。中小零細企業では予算の確保が難しいという問題があった、そのうち、国や自治体はDXの実施率が低いんです。まあ、経産省は一番高いんでしょうけれども、このコロナによって、例えば、ワクチ

ンの接種券を配付するとか十萬円の給付をするとか、厚労省、総務省、国土交通省のGOTOトラベルも含めて、みんなばらばらなシステムでそれを行おうとしているわけです。

デジタル庁をつくったんですから、いろいろな各省庁でやりたいことを、デジタル庁がシステムとして一括して前に進めていくような形を取らないと、結局、縦割り行政がこれからずっと同じように進んでいけば、特に、今度、国と地方自治体、都道府県とか市町村、千七百の自治体があると言われてるんですけれども、みんなシステムがばらばらで、そこにもコストがかかるし。

だから、DXを本当に経産省が進めていきたいというふうに考えているんだつたら、そのところをやはり、デジタル庁ならデジタル庁に一元管理させてシステムチックにつくっていくことが、私は、社会的コストを下げる意味合いで、何のためにデジタル化していくのか、ITを使うのか、AIを使うのか、DXを使うのかというところは、最終的には、人口減少の中で今の豊かさをどう享受させるかということにITを使いましょう、DXを使いましょうという発想になつていかないと、導入してくれないんじゃないかと思うんですね。

その辺の、国と地方の不整合とか、情報システムがみんなばらばらの状態で推し進められるのか、デジタル庁の方で答弁いただきたいと思います。

○富安政府参考人 御答弁いたします。

委員からいろいろな御指摘がありましたので申し上げますと、まず、各省省におきまして、オンライン化につきましては、デジタル手法というのが令和元年十二月に施行されております。そこでデジタル三原則も作りまして、しっかりと行政手続につきましてはオンライン化していく。

デジタル庁ができてまして、じゃ、どういう役割を担うかという、今、先生、DXというお話がありました。やはり、共通機能をしつかりと、各府省がシステムをつくるときにはばらばらにならな

のように、しっかりと使っていた。

デジタル庁では、例えば、ガバメントクラウドですとかガバメントソリューションサービス、あるいはID、認証、そういったものにつきまして共通機能をデジタル庁で整備いたしまして、しっかりと、デジタル庁は法律により統括、監理するという権限をいただいておりますので、各府省のシステム構築に当たりましては、プロジェクト管理をいたしまして、新規のシステム構築の際、あるいは継続されるものであってもその更新の際には、ただいま申し上げましたような共通的な機能をしつかりと使っていただいて、各府省が独自で調達しないで、ばらばらにならないように、そういったことを確認しながらやらせていただきたいと思っております。

また、地方の話につきましては、システム標準化、基幹業務の二十分野につきまして、今、標準的な機能を洗い出しまして、それにつきまして、それにのっとった形でシステムを構築していただいて、それを基本的には地方自治体には使っていただくというような取組も進めているところでございます。

まさに、我々デジタル庁は、誰一人取り残されないということを目指しておりますので、そのシステム構築に当たりましては、やはり使い勝手、要するに国民にとつての使い勝手、それから、役所から見ると、BPR、ちゃんと働き方の改革につながっていくような、そういった視点も併せながら、しっかりと各府省と取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木義委員 急な御案内だったので、政府参事人に答弁いただいたんですけれども、昨日、やり取りした中で、大臣は難しいとしても副大臣なり政務官に来てもらったらと言ったら、なかなか日程が合わないんだということだったんですけれども、やはり、デジタル庁をつくった割には、何か位置づけがちょっと低いんじゃないかと思うんです。

例えば、今、私は法務委員会にも所属してい

て、民事訴訟法の改正で、ITを導入してもっと早い審理をしていまいしょうということで来週間に立つんですけれども、じゃ、法務省がやろうとしているITなんか、IT化をさせていこうということも、デジタル庁が関わってシステム化を同じような形でやっていくとするのか、その辺は方向性はあるのかどうか、お尋ねしたいと思

います。

○富安政府参考人 御答弁いたします。

デジタル庁におきましては、各府省のシステムにつきまして、極めて国民に影響を与える重要なシステムにつきましては、各省と一緒にプロジェクトをつくりまして開発を進めることにいたしております。

今委員御指摘の民訴関係のプロジェクトにつきまして、しっかりと各省とチームをつくってやっていると承知しております。

○鈴木(義)委員 連携してとか協議するというのはよく行政の方はお使いになるんですけれども、結果を出さなくちゃいけないんだと思うんですね。なかなか半年だとか一年で結果は出ないと思うんですけれども、やはり二年、三年後にはある程度統合するような形で出していかなければ意味がないんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それで、経産省のレポートの中に、企業のIT予算は九割以上が老朽化したシステムの維持管理費に充てられているということらしいんですね。うちの会社でも、ITというより、ソフトは使っていますけれども、

日本は守りのIT投資、アメリカは攻めのIT投資。先ほども例示を挙げさせてもらったんですけれども、これについて、やはりもう少しアピールするといふんですかね、やはりメリットを出していくような形を取っていかないと。昨日も、やとと国会の、衆議院の本会議で、議事録とか官報についてはデジタルで出しましょうというものが議会で議決されたんですけれども、そういったことをどんどんやはり出していかないと。

ただ、私はなかなか、これは個人的見解なんですけれども、デジタルで見ていると頭に残らないんです。これは不思議なんですね。ペーパーだと頭に残る。これは相反しているんですけれども、ただ、ある程度のもにに関してはそちらの方向に向けていかなければ。

それで、一番問題になってくるのは、そのデータを誰が一番、これは法務委員会でも参考人質疑のときに、ITを活用してAIをどんどん入れていく時代になってきたんだと思うんですけれども、そこから得られたデータは誰のものなのかと尋ねたんです。ある参考人の方が答弁をされたんですけれども、公共財だというふうにおっしゃられたんです。

だから、データを蓄積することによって公共財の位置づけにするんだしたら、やはり旗を振っていくのは経産省じゃないかと思うんですけれども、大臣、どんなものでしょうかね。今の感想も含めて。

○萩生田国務大臣 先生の問題意識、極めて大事だと思っております。

それで、コロナがなかったら、更にぼうっとしていたんだと思いますよ、国中。したがって、今、急ピッチでそのデジタル化、DX化というものを国を挙げて進めようということになって、デジタル担当大臣というのをつくったんですけれども、これは国会の古いしきたりの中で、新しくできた役所というのとは何か常に一番後ろに並ばなきゃならないようなところもあって、なかなか司令塔としての役割をまだ果たしていないですよね。

だって、考えてみれば、給付金を配るにしたって、あるいは様々なサービス、あるいは今回のいろいろなことで国民に直接ダイレクトにタッチしたくても、マイナンバーはあっても、マイナンバーカードは、できれば持つてもらいたい、こういう国の姿勢しか貫くことができないわけですよ。ですから、根本的に構造を変えていかないと限りDX社会というのは出てこないというふうに思

いますので、私は経産省ですから、所管している企業の皆さんのサポートはしたいと思えます。サポートはしたいと思えますけれども、社会全体でどうするかというのは、これは本当に岸田内閣全体で考えなきゃいけないことだと思っています。

菅内閣のときにこのデジタルの話が出たときに、例えばマイナンバーカードを、きつと総務省は全員に持つてもらいたいと思っていると思えますよ。だけれども、旗振りするのが嫌なんです。だから、じゃ、どういうときに一番カードが増えるかといって閣僚間で話をすると、いや、これは文科大臣、やってください、就学前だったら、みんな持つてくれと言えはきつと持ちますよ、就学前健診のデータもくつければいいんです。だったら厚労省がやった方がいいんじゃないか、保育園や幼稚園の方がよっぽどお母さんたちは言うことを聞いてくれるんじゃないかとか、こんな状況のやり取りをずっとしてきたのが日本のまさに実態だと思います。

ここでDX社会を本当に目指すんだとすれば、国全体の青写真というのを示した上で、本当に司令塔をどこに置くかということでしたら制度をつくっていかないと、これは、経産省頑張れと言われて、企業の皆さんに寄り添ってDX化しても、全然それが社会と呼応しないというのでは困っちゃうと思いますので、やや言い訳がましいんですけれども、我々、やることはしっかりとやりたいと思いますが、是非また違うところでハッパをかけていただければと思います。

○鈴木(義)委員 何か、大臣から依頼をされちゃうのも初めてだと思うんですけれども、ハッパをかけるというよりも、何か新しいものに飛びついて、何かやればいいんだろう、でも、実際は旧態依然とした仕組みのままで、誰が、じゃ、何かメリットがあったのか。

最終的には、やはり、国益というのは、私は国民のためにメリットがあるかどうかということに尽きるんだと思うんです。それで、私たちが

生み育ててくれたこの日本の中で、豊かさややり平和をどこまで維持できるか、次の世代にどう送っていくか。

送っていくときに、生産労働人口がどんどん減っていく状況の中で、いろいろな手だてはしていますけれども、やはりそれでも豊かさを享受できるような社会をつくっていくことが、一つの方策として、DXを使うとかITを使うというところ。

だから、是非、経産大臣に頑張つて、あつちだ、こつちだ、そつちだと言わないで、経産委員会では有意義な議論ができると思うんですけれども、是非閣議で、それを情報発信してもらえたらなと思います。

最後に意気込みを、もう一回お願いしたいと思っています。

○萩生田国務大臣 目指すべき方向はもう大体見えてきていると思うんですね。

だから、どういうきっかけで国民の皆さんに真正面から説明して理解を求め、そして、制度を変えていくことを理解していただいた上で、その先にある未来像というのは国民の皆さんにどういうメリットを与えるのか、そういうことをしっかりとやっていくことが我々の仕事だと思いますので、意気込みをと言われると、経産省の所管を超えて、なかなか申し上げることもできないんですけれども、大事なことであることは先生と同じ思いでございまして、次世代にいい日本がつくれるように頑張りたいと思います。

○鈴木義委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 午前十一時五十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午後零時十分開議

○古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。笠井亮さん。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。去る三月二十二日の東日本における電力需給の逼迫について伺います。

今回初めて発令された電力需給逼迫警報は、東日本大震災後の電力供給不足に対応した措置として導入されたものであります。

まず、萩生田大臣に確認したいと思いますが、東日本大震災の東京電力福島第一原発事故の大きな教訓の一つが、大規模集中電源から小規模分散型電源への転換だった。この認識は、当然、大臣もお持ちですね。

○萩生田国務大臣 二〇一一年の東日本大震災を契機に、分散型電源を始めたことは事実であります。そのために、分散型電源の代表である再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、再エネ特措法に基づく地域と共生した電源の導入支援や、災害時に系統から自立して地域に電力供給を可能とするマイクログリッドへの支援など、制度面や予算面での支援を講じてきていることに加え、分散型電源の導入に不可欠な系統の整備、拡大や蓄電池の実用化に向けた支援策などの取組を一体的に進めてきているところです。

○笠井委員 二〇一一年十二月に経産省の電力システム改革に関するタスクフォースがまとめた論点整理でも、大規模電源の集中リスク、遠隔地電源への依存リスクが顕在化したと指摘をしております。

大臣、この論点整理では、電力システム改革の方向として、分散型エネルギーシステムへのニーズの高まりに対応した制度設計にすることが必要だというふうに指摘しているわけですが、この指摘というのは、その後の電力システム改革にどう具体的に生かされたんでしょうか。

○萩生田国務大臣 御指摘の論点整理においては、需給逼迫時における需要抑制、また、需要家の選択肢の拡大、供給の多様化、競争の促進と市場の広域化、安定性と効率性の両立などの論点が

指摘されたと承知しております。

こうした論点も踏まえ、これまでの電力システム改革においては、まず、安定供給を確保する、そして、電気料金を最大限抑制する、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大するという三つの目的を実現するため、小売全面自由化、送配電部門の分離、電力広域の運営推進機関の設立などに取り組んできたところでです。

こうした取組によって、再エネに特化したサービスマニユアの出現などによる需要家の選択肢の拡大ですとか、電源の広域的な活用による効率化、地域間連系線の増強などによる需給逼迫時の地域間での電力融通の円滑化など、一定の成果が表れてきていると認識しております。

他方、脱炭素化の流れも相まって、火力発電の休廃止の増加など、電力自由化に伴う新たな課題にも直面しているところでありますが、低廉かつ安定的な電力供給の実現に向けて、こうした社会の変化により生じる新たな課題に対して、今後とも、エネルギーシステムを不断に見直すことで、電力システム改革で掲げた目的の実現につなげていきたいと思っています。

○笠井委員 一定の成果が出ているということですが、やはり十分に生かし切れなかったからこそ、今回、初めての逼迫警報発令となったのではないかと。経産省と大手電力が電源の分散化にどう取り組んできたかがやはりその中でも問われてくる。やはりこの点ではしっかりとした検証が必要だと思っています。

そこで伺いますが、今回の逼迫警報発令の発端となったのが、三月十六日深夜に発生した福島県沖地震であります。宮城、福島で多くの発電所が緊急停止をした。

経産省に伺いますが、地震の影響で停止した火力発電所はどこか、あわせて、合計で何基で、総出力は何万キロワットになっているのでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

三月十六日、福島県沖で発生した地震により停止した火力発電所は、釜石火力発電所、新仙台火

力発電所、仙台パワーステーション、福島天然ガス発電所、新地発電所、石巻雲雀野発電所、相馬石炭・バイオマス発電所、原町火力発電所、広野火力発電所、茨城工場第一発電所、根岸ガス化複合発電所でございます。停止した発電機の総数は総計で十四基、総出力は約六百四十八万キロワットでございます。

○笠井委員 最大震度六強という強い揺れによって、六百五十万キロワット近くもの供給力を一気に失った。急激に需給バランスが崩れると、最悪の場合には大規模停電、ブラックアウトをもたらしかねない。それを回避するためのシステム、周波数低下リレーが発動したため、地震直後に東京、東北の広いエリアで停電が発生したということであります。

経産省に更に伺いますが、東北電力、東京電力それぞれの停電解消時刻と復旧までに要した時間はどうなっているのでしょうか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

福島県沖地震は、三月十六日二十三時三十六分に発生してございます。東京電力管内では、そのとき最大で約二百九万戸の停電が発生いたしましたけれども、地震発生から三時間十六分後の翌十七日二時五十二分に全て停電が解消し、東北電力管内では、これも最大約十六万戸の停電が発生いたしましたけれども、地震発生から二十二時間五分後の翌十七日二十一時四十一分に全ての停電が解消いたしました。

○笠井委員 深夜の地震発生にもかかわらず、関係者の尽力によって、東京エリアでは三時間ほどで停電が解消した、東北エリアでも一日足らずで復旧したということでありまして、地震の影響はこれだけではなかった。

資源エネルギー庁に伺います。

十四基の立地を県別に見ますと、岩手県一基、宮城県四基、福島県七基、茨城県一基、それから神奈川県一基ということになります。福島県の発電所が半数を占めるわけですが、そのうち、相馬石炭・バイオマス発電所、福島天然ガス発電所、

めません。

他方、仮に六時に発令したとしても、当日、三連休の祭日だったということもあって、なかなか国民にその切迫した状況がきちんと伝わらなかったという点では、伝え方も含めてやはり見直しをしておかなきゃいけないというふうに思っています。

しかも、二十二日というのは東京を中心に蔓延防止措置が解除される日でありまして、特に飲食店の皆さんなんかは早くから準備をされて、お客様を迎える、そんな用意をしていたときでありましたので、私はもうちょっと様子を見てからというふうに考えていたんですけれども、これ以上待つと、揚水電力も非常に減りが早くて、本当にブラックアウトになってしまうというので、二時台に緊急の記者会見をさせていただきましたところ、幸い、初めてのことであったので、メディアの皆さんも正しく報道していただいて、それが夕方まで、ワイドショーなどではリソースして常にその話題を取っていただいたおかげさまで、一般家庭の皆さんにも本当にお世話になって、何とか停電を免れることができました。

その上で、先生から御提案のあった一般送配電事業者や新電力を含む小売電気事業者へのヒアリング、それから需要家に対するアンケート調査というのをやろうということになりました、今きちんと検証できるようにしています。どこがどういう形で、どのくらいのボリュームで直ちに対応できたのか、あるいはできなかった理由は何かということも含めて、幅広い需要家の取組を検証した上で、需要家へのアプローチ手法や効果的な節電の在り方についてしっかり検証して、次に上げていきたいと思っています。

○笠井委員　しっかり検証していただきたいと思っています。
今回、初の逼迫警報に至った要因の一つに、いまだに電力供給が大規模集中型になっていたことが挙げられるんじゃないか。

二〇一八年の北海道の胆振東部地震では、北海

道全域で、大停電、ブラックアウトという重大事態となりました。泊原発を再稼働させるために既に二千億円以上の費用を投じ、人員をつぎ込んできたのが北海道電力だ。北海道の電力供給の約半分を担っていた苫東厚真の火力発電所を地震が直撃したことで、ブラックアウトに陥った。

当時、私も現地の調査に入りましたが、北海道電力は、ブラックアウトの後、電力供給を苫東厚真に一極集中させてきた状況をこれは是正したんでしょうか。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

今お尋ねのありました、北海道で起きた二〇一八年のブラックアウト、これは、私どもも、電力システムの在り方として改めて検討を要する課題であると認識しました。

それで、電力広域機関の第三者委員会で検証がなされたわけですが、これは、必ずしも苫東厚真火力発電所の停止だけの要因というわけでもなく、送電線の事故等を含む複合的な要因によつて引き起こされたとの結果が確認されているところでございます。

要は、一極集中ということももちろんあるわけですが、加えて、連系線がしっかりとつづられているかどうか、さらには、分散型のシステムが導入できるような送電線の運用の仕組みができていくかどうか、再エネの導入がもっと進められないかどうか、様々なものを含めて検討していくこととしたところでございまして、二〇一八年十一月二十七日に開催された重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議において再発防止策、対応策等をまとめたところでございます。

連系線について申し上げますと、北海道と本州を結ぶ北本連系線について申し上げますと、六十万キロワットの運用容量を九十万キロワットまで増強したところでございます。また、今後、二〇二七年度までに百二十万キロワットに増強することとし、現在工事に取り組んでいるところでございます。

あと、供給力について申し上げますと、当時、委員御指摘のように、苫東厚真、全部で百六十五万キロワットあるわけですが、大変ここに依存が大きかったという面もございます。この後に、LNG火力になるわけですが、石狩湾新港の発電所一ノ機という、これは五十六万キロワットというものが営業運転を開始しております。

また、系統の運用という意味で申し上げますと、ノンファーム型接続という形で、系統の容量についてお約束しないけれどもつなげるよというような仕組みの導入を図りまして、北海道の中における再エネの導入拡大にも取り組んでいるところでございます。

○笠井委員　大規模集中の話について聞いたわけですが、苫東厚真だけではないというふうにおっしゃったんですけれども、苫東厚真火力依存の電力供給がどう改善されたかということをお聞かせください。

北海道電力の電源構成で、では、現在、苫東厚真の占める割合は何割ですか。何%でしょう。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。
ちよつとこれは、何割というお答えの仕方もあるかなかなか難しいところがございます。需要規模が、時期にもよりますが、五百万、七百万という規模のウェイトがある中で、苫東厚真が百六十五万だとしますと、その三、四割ということになります。

て、政府参考人につて来られているわけですよ。結局、それはいろいろな需要の時期がありますけれども、道内の需要の約半分ということで、全然変わっていないんです。最大約二百九十五万戸が停電して、北海道電力が復旧宣言を行うまでに六十四時間、約三日もかかるという大きな被害をもたらしながら、いまだに苫東厚真火力に依存したという状況は変わっていないと思うんです。

大臣に伺いたいんですが、先月の福島県沖地震でも、集中立地していた発電所が一週に被害を受けたことで網渡りの電力供給となりました。なぜ十一年前の教訓を生かし切れなかったのかと、やはり本当に重く受け止める必要があると思うんです。

石炭火力や原発などの大規模集中型電源に依存した電力供給がやはり災害時にはもういいことははっきりしている。逼迫警報のような事態を繰り返さないためにも、災害に強く安定供給にも資するような小規模分散型電源への転換というのをその点でも本腰を入れて進めるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣　再生可能エネルギーや蓄電池といった分散型電源は、需要家の災害時の対応力の強化に加え、供給力のみならず、調整力としての活用も期待されております。

こうした分散型電源の活用を更に促進するためには、再エネや蓄電池そのものの普及のみならず、分散型電源を束ねて適切に市場で小売事業者等に電気を取引することができるようになるアグリゲーターや、災害時において地域の配電網を主要系統から切り離して独立して電気を運用する配電事業者の一層の活躍が必要であると認識しています。

そのため、エネルギー供給強靱化法において、新たにアグリゲーター及び配電事業者のライセンス制が導入されまして、両者の信頼性を高める措置がこの四月に施行されました。また、分散型電源の一つである大型の蓄電池を電気事業法上の発電事業者として位置づける法案を提出しているところ

です。

こうした取組を通じて、分散型電源も活用した電力システムの構築を促進してまいりたいと思います。

○笠井委員 思い切った、大規模集中型から小規模分散型にかじを切るときだというふうに思っています。

大規模集中電源の問題だけではありません。再エネ資源を全国規模で活用するための送電網の強化もほとんど進んでいない。

エネ庁に伺いますが、二〇一一年以降に増強された地域間連系線の場所と容量を端的に示してください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一一年以降ということでございましたけれども、連系線の増強について言いますと、北海道と本州をつなぐ連系線、これは先ほどの御指摘にありました北海道との関連、出てまいります

が、北本連系線を六十万キロワットから九十万キロワットへ増強、また、六十ヘルツの西日本と五十ヘルツの東日本をまたいで東西間を流す周波数変換設備を百二十万キロワットから二百二十万キロワットへそれぞれ増強してきたところでございます。

さらに、今後の計画も含めて御答弁申し上げますと、北海道と本州間の北本の連系線の強化につきましては、現行の九十万から更に百二十万キロワットへの増強、また、東京と東北間を結びます連系線を現在の五百五十万キロワットから千二十八万キロワットへの増強、また、東京と中部間の周波数変換設備につきましては現行の二百二十万キロワットから三百万キロワットへの増強の工事を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、これは広域間の中で、日本全体の、これは再エネの増強も含めてでございますし、レジリエンスという面でもございますが、しっかりと潮流が流れていくようにするためのマスタープランを作らなければいけないというところで、これを計画的に整備するためのマス

タープランの検討を進めておりまして、今年度中に策定する方向で取組が進められているというふうに承知しております。

○笠井委員 今挙げてもらいましたが、再エネの出力抑制を行っている九州電力、それとほかのエリアを結んでいくような連系線については言及がなかったんですが、増強されていないんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘ございました九州と本州をつなぐ関門連系線、今の現時点において計画と増強はございませんが、先ほど最後に申し上げましたマスタープランの検討の中で、再エネの増強及びレジリエンスの強化のために、この関門連系線の部分についても強化が必要ではないかということについては議論がなされておりまして、これも含めまして現在検討がなされているというふうに承知しております。

○笠井委員 マスタープランの中間整理では、関門連系線を二百七十八万キロワットから五百五十万キロワットへと、増強費用を約三千六百億円と試算しております。

しかし、OCCTOは二〇一八年に、関門連系線の容量を倍増するためには千五百七十億円の工事費が必要で、コストに見合う便益が得られないとして増強を見送った経過がある。

現に、原発最優先のルールの下で、九州電力では、二〇一八年十月以降、二百五十回近い再エネ出力抑制が実施されている、こういう問題があると思うんです。

最後に大臣に伺いますが、しきりに大臣は、この間の議論の中でも、日本は自前の資源がないということをおっしゃっているんですが、日本の地熱は世界第三位、全国あまねく太陽光や風力、小水力などもある、四方を海に囲まれた上に降雨量も多い、エネルギー資源の小国どころか、そういう点では大国だ。自前で豊富で枯渇しない再エネ資源を組み合わせて生かした分散型電源への転換というのは、これは電力の安定供給を確保するこ

ともなるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点のお考えを伺います。

○萩生田国務大臣 再生可能エネルギーの中には、水力や地熱のように、それだけでベースロード電源として安定供給に寄与するものももちろんあります。風力や太陽光のように自然変動する電源は、供給力として安定供給に寄与する側面はあるものの、日が照らず風が吹かない期間に十分に対応できないなど、これだけで安定供給を確保できるものにはなりません。

このため、再エネの最大限の導入はもちろん進めながら、電力の安定供給を確保するためには、太陽光や風力の出力変動に対応するために必要な調整力の確保、再エネポテンシャルの大きい地域と首都圏等の大需要地の間をつなぐ送電線の整備、それから、電源脱着時等の緊急時にブラックアウトを回避するために必要となる慣性力の確保といった様々な課題への対応が必要だと思っております。

こうした課題の克服に向けて、火力発電や揚水発電の活用、蓄電池の導入拡大などによる調整力の確保といった取組を通じて、電力の安定供給と再エネ導入の拡大の両立を図ってまいりたいと思っております。

○笠井委員 時間がなくなつたので終わりますが、分散型で、やはり再エネを組み合わせて安定供給ということで、本当に力を尽くすべきだ。

国際エネルギー機関、IEAの最新の世界エネルギー展望によれば、二〇四〇年の世界の電力市場は、パリ協定目標達成水準で、再エネがプラス二百六十八兆円、原子力がプラス十六兆円、火力はマイナス百十兆円と、再エネが世界の潮流だということはお明白になっていると思うんです。

豊かな再エネ資源と技術力に投資を振り向け、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略など現下の国際情勢の今こそ、エネルギー自給に大きく踏み出すとともに、世界の取組に貢献していく、これが大事だと思えます。

このことを最後に強調して、質問を終わります。

す。

○古屋委員長 次に、内閣提出、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。萩生田経済産業大臣。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○萩生田国務大臣 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現のためには、我が国のエネルギー構造を需給両面から転換していかねばなりません。まず需要側においては徹底した省エネを進めるとともに、非化石エネルギーへの転換や電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図る必要があります。次に、供給側においては再エネの更なる導入拡大を進めるとともに、水素等の脱炭素燃料の利用促進や二酸化炭素の回収、貯蔵等の脱炭素技術の社会実装、太陽光や風力発電設備等に不可欠なレアメタル等の権益確保を図る必要があります。加えて、こうしたエネルギー需給構造の転換を進める中でも、安定的なエネルギー供給の確保は大前提であり、十分な供給力、調整力の確保や電力システムの柔軟性向上のための制度整備も必要です。こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正です。

第一に、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加し、エネルギー全体の使用の合理化を求める措置を講じます。

第二に、非化石エネルギーへの転換を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成等を求めます。

第三に、電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に見直し、事業者の取組に関する指針を整備する等の措置を講じます。

次に、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法及び鉱業法の一部改正です。

第一に、再生可能エネルギーの導入促進のため、機構の業務に、海外の大規模地熱発電等の調査事業に対する出資業務と洋上風力発電のための調査業務を追加します。

第二に、水素等の脱炭素燃料の利用促進のため、水素等を非化石エネルギー源として位置づけ、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対して水素等を含むエネルギー源の環境適的な利用の目標に関する計画の作成等を求めるとともに、機構の業務に、水素等の製造や貯蔵等を行う事業に対する出資業務等を追加します。

第三に、二酸化炭素を回収、貯蔵する技術の利用促進のため、一定規模以上の電気発電の事業者に対して当該技術を用いた火力発電の利用を含むエネルギー源の環境適的な利用の目標に関する計画の策定等を求めるとともに、機構の業務に、二酸化炭素の貯蔵等を行う事業に対する出資業務等を追加します。

第四に、レアメタル等を安定的に供給するため、機構の業務に、国内におけるレアメタル等の

選鉱、製錬事業に対する出資業務等を追加するとともに、レアアースを鉱業権の設定対象に追加します。

また、これら機構の業務追加を踏まえ、機構の名称を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に改めます。

次に、電気事業法の一部改正です。

第一に、発電所の休廃止が増加する中、電気の安定供給に必要な供給力を確保するため、発電所の休廃止について事後届出制から事前届出制に改めるとともに、経済産業大臣と広域的運営推進機関が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化します。

第二に、電力システムの柔軟性向上のため、脱炭素化された供給力、調整力として導入が期待される大型蓄電池を発電事業に位置づけるとともに、蓄電池の系統への接続環境を整備します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますように、よろしくお願い申し上げます。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十三日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第二十八条」を「第十九条」第三十条に、「第二十九条」を「第三十九条」を「第三十一条」第四十二条に、「第四十条」第四十四条に、「第四十三条」第四十七條に、「第四十五条」第五十条を「第四十八条」第五十四條に、「第五十一条」第六十八條を「第五十五条」第七十二条に、「第六十九条」第七十九條を「第七十三条」第八十三條に、「第八十条」第九十八條を「第八十四条」第一百二条に、「第九十九条」第一百四条を「第一百三十三条」第一百八条に、「第一百五條」第一百二十二條を「第一百九条」第一百二十六條に、「第一百二十三条」第一百二十九條を「第一百二十七條」第一百三十三條に、「第一百三十四條」第一百三十三條を「第一百三十四條」第一百三十八條を「第一百三十八條」第一百四十二條に、「第一百三十九條」第一百四十二條を「第一百四十三條」第一百四十六條に、「第一百四十三條」第一百四十七條に、「第一百四十四條」第一百四十八條を「第一百四十八條」第一百五十二條に、「第一百四十九條」第一百五十三條を「第一百五十三條」第一百五十七條に、「第一百五十四條」第一百五十九條を「第一百五十八條」第六十七條を「第一百六十條」第一百七十一條に、「第一百六十八條」第一百七十四條を「第一百七十二條」第一百七十八條に改める。

要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改める。

第二条 第一項を次のように改める。

この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気をいう。

第二条第二項中「燃料」を「化石燃料」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱（第五条第二項第二号ロ及びハにおいて「非化石熱」という。）及び化石燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気（同号二において「非化石電気」という。）をいう。

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。

6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることをいう。

第三条第一項中「電気の需要の平準化」を「非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条第二項中「合理化の」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換の」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギー

非化石エネルギーへの転換に」に、「電気の需

ギーへの転換に」に改める。

第四条中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に改める。

第五条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に、「目標」を「目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む）」に改め、同項第一号中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改め、同項第二号イ中「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に改め、同項第一号中「電気需要平準化時間帯」を「電気需要最適化時間帯」に、「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に、「燃料又は」を「化石燃料若しくは非化石燃料若しくは」に、「転換」を「転換又は化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用から電気の使用への転換」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気消費する機械器具を使用する時間の変更
第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、工場等における非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおける非化石エネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項

石エネルギーへの転換に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃焼における非化石燃料の使用
ロ 加熱及び冷却における非化石熱の使用
ハ 非化石熱を使用した動力等の使用
ニ 非化石電気を使用した動力、熱等の使用

第五条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならない。

第六条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気需要の平準化」を「電気需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「事項を勘案して、同項各号」を「事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第二十九条第二項第二号」を「第三十一条第二項第二号」に、「合理化」を「合理化又は非化石エネルギーへの転換」に改める。

第八条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その」を「並びにその」に改める。

第九条第一項中「業務」の下に「第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。」を加え、同項第二号中「第五十一条」を「第五十五条」に改める。

第十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定事業者（その設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気が発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気が発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関する、主務大臣に提出しなければならない。

第十七条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十四条第一号中、「第十九条第三項」を削り、「第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三十條第三項、第三十一條第三項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第二十四條第三項、第二十六條第三項、第三十二條第一項」に、「第四十一條第三項、第四十二條第三項又は第四十四條第三項」を「第三十八條第三項、第四十四條第二項、第四十五條第三項又は第四十七條第三項」に改め、同条第二号中「第九十二條第一項」を「第九十六條第一項」に改め、同条を第百七十八條とする。

第百七十三條中「第百六十八條第二号若しくは第百七十条又は第百七十一条」を「第百七十一條第二項、第百七十四條又は第百七十五條」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第百七十七條とする。

は、当該」に改め、同条第一号中「第五十八條」を「第六十二條」に改め、同条第二号中「第六十六條第一項若しくは第七十八條第一項」を「第七十條第一項若しくは第八十二條第一項」に、「第六十六條第二項若しくは第七十八條第二項」を「第七十條第二項若しくは第八十二條第二項」に改め、同条第三号中「第七十三條」を「第七十七條」に改め、同条第四号中「第百六十一條第四項」を「第百六十六條第四項」に改め、同条を第百七十六條とする。

第百七十一條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十八條第二項、第九十一條、第一百一條第二項、第百九條第二項、第百二十五條第二項又は第百三十九條第三項」を「第十九條第二項、第百五條第二項、第百十三條第二項、第百二十九條第二項又は第百四十三條第三項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中、「第二十六條第一項、第三十七條第一項、第百二條、第百十條、第百十四條、第百二十六條、第百三十一條又は第百四十條」を「若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第三十九條第一項若しくは第二項、第百六條第一項若しくは第二項、第百十四條第一項若しくは第二項、第百十八條第一項若しくは第二項、第百三十條第一項若しくは第二項、第百三十五條第一項若しくは第二項又は第百四十四條第一項若しくは第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第四十八條第一項」を「第五十二條第一項」に、「第二十七條第一項（第四十八條第二項）」を「第二十八條第一項（第五十二條第二項）」に、「第三十八條第一項（第四十八條第三項）」を「第四十條第一項（第五十二條第三項）」に、「第四十九條、第百三條第一項（第百三十六條第一項）」を「第五十三條、第百七條第一項（第百四十九條第一項）」に、「第百十一條第一項（第百十九條第一項）」を「第百十五條第一項（第百二十三條第一項）」に、「第百十五條第一項（第百十九條第二項）」を「第百十九條第一項

〔第二百三十三條第二項〕に、「第二百三十條、第二百三十七條第一項（第三百三十六條第二項）を「第百二十四條、第百三十一條第一項（第百四十條第二項）に、「第百三十二條第一項（第百三十三條第三項）を「第百三十六條第一項（第百四十條第三項）に、「第百三十七條、第百四十一條第一項若しくは第百六十二條第一項」を「第百四十一條、第百四十五條第一項若しくは第百六十六條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同條第四号中「第九十七條第一項」を「第百一條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五條の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第百七十一條を第百七十五條とする。

第百七十五條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條第一号中、「第十九條第一項」を削り、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一項、第四十二條第一項又は第四十四條第一項」を「第三十八條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項又は第四十七條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同條第二号中「第二十八條第五項、第三十九條第五項、第百四條第三項、第百十二條第三項、第百十六條第三項、第百二十八條第三項、第百三十三條第三項、第百四十八條第三項、第百五十一條第三項又は第百五十三條第三項」を「第二十九條第五項、第四十一條第五項、第百八條第四項、第百十六條第四項、第百二十條第四項、第百三十二條第四項、第百三十七條第四項、第百四十六條第四項、第百五十條第三項、第百五十二條第三項、第百五十五

條第三項又は第百五十七條第三項」に、「者」を「とき」に改め、同條を第百七十四條とする。

第百六十九條中「第六十五條第二項又は第七十七條第二項」を「第六十九條第二項又は第八十一條第二項」に、「その」を「当該」に改め、同條を第百七十三條とする。

第百六十八條中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同條第一号を削り、同條第二号中「第九十三條」を「第九十七條」に、「者」を「とき」に改め、同号を同條第一号とし、同條第三号中「第九十六條」を「第百二條」に、「者」を「とき」に改め、同号を同條第二号とし、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

第五十六條第二項又は第六十七條第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百六十八條を第百七十二條とする。

第百六十七條第一項中「第三章第一節」の下に「（第五條第一項を除く。）」を加え、「第百六十二條第三項」を「第百六十六條第三項」に改め、同條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同條を同條第六項とし、同條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同條第二項中「第百六十二條第九項」を「第百六十六條第九項」に改め、同條を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第五條第一項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

第八章中第百六十七條を第百七十一條とし、第百六十六條を第百七十條とし、第百六十五條を第百六十九條とする。
第百六十四條第一項中「第六十一條（第六十

二條第四項」を「第六十五條（第六十六條第四項）に、「第六十五條、第七十七條又は第九十六條」を「第六十九條、第八十一條又は第百六條」に改め、同條を第百六十八條とする。

第百六十三條第一項中「第二十條第二項」を「第二十一條第二項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條第二項」に、「第二十五條第二項」を「第二十六條第二項」に、「第三十一條第二項」を「第三十三條第二項」に、「第三十四條第二項」を「第三十六條第二項」に、「第三十六條第二項」を「第三十八條第二項」に、「第四十二條第二項」を「第四十五條第二項」に、「第四十四條第二項」を「第四十七條第二項」に、「第五十一條第一項第二号」を「第五十五條第一項第二号」に改め、同條第二項中「第五十二條第一項」を「第五十六條第一項」に改め、同條を第百六十七條とする。

第百六十二條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十一條第一項」を「第二十二條第一項」に、「第二十四條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第三十二條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第三十五條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、「第四十條第一項及び第三項並びに」を削り、「の規定」を「並びに第四十六條第一項及び第三項の規定」に改め、同條第二項中、「第十九條第一項」を削り、「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第二十五條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項」を「第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十四條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第四十一條第一項、第四十二條第一項及び第四十四條第一項」を「第三十八條第一項、第四十四條第一項、第四十五條第一項及び第四十七條第一項」に改め、同條第三項中「第十八條第一項及び第四項、第十九條第一項」を「第十九條第一項及び第四項」に、「及び第三項、第二十二條第一項」を「第二十二條第一項及び第三項」に、「及び第三項、第二十五

條第一項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項及び第三項」を、「第二十五條第一項及び第三項、第二十六條第一項、第三十二條第一項」に、「第三十五條第一項及び第三項」を「及び第三項、第三十五條第一項」に、「第四十條第一項及び第三項、第四十一條第一項、第四十二條第一項」を「第三十七條第一項及び第三項、第三十八條第一項」に、「並びに第五十條」を「第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第三項、第四十七條第一項並びに第五十四條」に、「第四十六條第一項」を「第五十條第一項」に改め、同條第六項中「第百一條第一項」を「第百五條第一項」に、「第百二十五條第一項」を「第百二十九條第一項」に、「第百三十九條第一項」を「第百四十三條第一項」に改め、同條第七項中「第百一條第一項」を「第百五條第一項」に、「第百二十五條第一項」を「第百二十九條第一項」に、「第百三十八條並びに第百三十九條第一項」を「第百四十二條並びに第百四十三條第一項」に、「第百三十八條第一項」に改め、同條第八項中「第百九條第一項」を「第百十三條第一項」に、「第百五條」を「第百九條」に、「第百六十七條第二項」を「第百七十一條第三項」に改め、同條第九項中「第百九條第一項」を「第百十三條第一項」に、「第百二十一條」を「第百二十五條」に、「第百七十七條第一項」を「第百八十一條第一項」に改め、同條第十項中「特定エネルギー消費機器等製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定熱損失防止建築材料製造事業者等」を「熱損失防止建築材料製造事業者等」に改め、同條を第百六十六條とする。

第百六十一條第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同條第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同條を第百六十五條とする。

化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百五十九条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に、「連携等」を「連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百五十八条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百五十七条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十六条中「合理化等」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換等」に改め、同条を第百六十条とする。

第百五十五条第一項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第七章中同条を第百五十九条とし、第百五十四条を第百五十八条とし、第六章第二節中第百五十三条を第百五十七条とし、第百五十二条を第百五十六条とする。

第百五十一条第一項中「第百四十九条」を「第百五十三条」に改め、同条を第百五十五条とし、第百五十条を第百五十四条とし、第百四十九条を第百五十三条とし、第六章第一節中第百四十八条を第百五十二条とし、第百四十七条を第百五十一条とし、第百四十六条を第百五十条とする。

第百四十五条第一項中「第百六十二条第十項」を「第百六十六条第十項」に改め、同条を第百四十九条とする。

第百四十四条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 エネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギーを使用する機械器具

の製造又は輸入その他の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならない。

第百四十四条を第百四十八条とする。

第百四十三条中「効率的利用の」の下に「ための措置及び建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させる」を、「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第五章中同条を第百四十七条とする。

第百四十二条第一項中「第九十九条第一項及び第百二十三条第一項」を「第百三十九条第一項及び第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項及び第百二十三条第二項」を「第百三十九条第三項及び第百二十七条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三十九条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用し、行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三十九条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第四節中第百四十二条を第百四十六条とする。

第百四十一条第一項中「第百三十九条第一項」を「第百四十三条第一項」に改め、同条を第百四十五条とする。

第百四十条中「第九十九条第一項及び第百二十三条第一項」を「第百三十九条第一項及び第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十九条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百四十条を第百四十四条とする。

第百三十九条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第百一条、第百二十五条」を「第百五十二条、第百二十九条」に改め、同条を第百四十三条とする。

第四章第三節第二款中第百三十八条を第百四十二条とする。

第百三十七条中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同条を第百四十一条とする。

第百三十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十九条第一項」を「第百七条第一項」に、「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条第二項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百二十七条第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第百二十七条第二項」を「第百三十一条第二項」に改め、同条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に、「第百三十二条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条を第百四十条とし、同条の前に見出しとして「貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等」を付し、第百三十五条を第百三十九条とし、第百三十四条を第百三十三

八条とする。

第百三十三条第一項中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三十九条第一項又は第百二十七条第一項」に、「第九十九条第二項又は第百二十三条第二項」を「第百三十九条第三項又は第百二十七条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三十九条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用し、行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三十九条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第四章第三節第一款中第百三十三条を第百三十七条とし、第百三十二条を第百三十六条とする。

第百三十一条中「第九十九条第一項又は第百二十三条第一項」を「第百三十九条第一項又は第百二十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三十三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に

提出しなければならない。

第三百三十一条を第三百三十五条とする。

第三百三十条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第三百三十四条とする。

第三百二十九条中「推進」を「推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、第四章第二節中同条を第三百三十三条とする。

第三百二十八条第一項中「第二百二十五条第一項」を「第二百二十九条第一項」に、「第二百二十三條第一項」を「第二百二十七条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第二百二十九条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三百二十八条を第三百三十二条とする。
第三百二十七条第一項中「第二百二十五条第一項」を「第二百二十九条第一項」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第三百二十六条中「第二百二十三条第一項」を「第二百二十七条第一項」に改め、同条に次の一

項を加える。

2 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第三百二十六条を第三百三十条とする。

第三百二十五条第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第三百二十九条とする。

第三百二十四条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第三百二十八条とする。

第二百二十三条第一項第一号中「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第二百三十四項」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「指針に」を「指針に、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、旅客の輸送に際

し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第二百二十三条を第二百二十七条とする。

第二百二十二条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「第百八条、第百十二条又は第百十六条」を「第百十二条、第百十六条又は第百二十条」に改め、第四章第一節第二款中同条を第百二十六条とし、第百二十一条を第百二十五条とする。

第二百二十条中「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百二十四条とする。

第百十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十一条第一項」を「第百十五条第一項」に改め、同条第二項中「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十五條第一項」を「第百十九條第一項」に改め、同条を第百二十三条とし、同条の前に見出しとして「荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等」を付し、第百十八条を第百二十二条とし、第百十七條を第百二十一条とする。

第百十六條第一項中「第百七條第一項」を「第百十一条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であ

ると認めるときは、当該認定管理統括荷主に對し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第百十六條を第百二十條とし、第百十五條を第百十九條とする。

第百十四條中「第百七條第一項」を「第百十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第百十四條を第百十八條とする。
第百十三條第一項中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同項第二号及び同条第二項第二号中「第百九條第一項」を「第百十三條第一項」に改め、同条を第百十七條とする。

第百十二条第一項中「第百七條第一項」を「第百十一条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に對し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸

送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとする。

第百十二条を第百十六条とし、第百十一条を第百十五条とする。

第百十条中「第百七条第一項」を「第百十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第百十条を第百十四条とする。

第百九条第一項中「第百十三条第二項」を「第百十七條第二項」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条第三項第一号中「第百五条各号」を「第百九条各号」に改め、同条を第百十三条とする。

第百八条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「第百六条第一項第一号及び第二号」を「第百十條第一項第一号及び第二号若しくは同項第三号」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百六条第一項第三号」を「第百十條第一項第四号」に改め、同条を第百十二条とする。

第百七条第三項中「第百九条第三項」を「第百三条第四項」に、「及び」を「並びに」に、「指針」を「指針に、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加

える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第三号に掲げる措置並びに当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第百七条を第百十一条とする。

第百六条第一項中「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項第一号中「輸送」を「貨物の輸送」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択するための措置

第百六条第一項に次の一号を加える。

四 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

第百六条を第百十條とし、第百五条を第百九條とする。

第百四条第一項中「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に、「第百九条第一項」を「第百三条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第百五条第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らし、著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に対し、当該特定貨物輸

送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとする。

第百三条第一項中「第百一条第一項」を「第百五条第一項」に改め、同条を第百七条とする。

第百二条中「第百九条第一項」を「第百三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標

に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第百二条を第百六条とする。

第百一条第一項中「第百三十条第二項」を「第百三十四條第二項」に、「第百二十五條第一項」を「第百二十九條第一項」に、「第百三十條第二項第二号」を「第百三十四條第二項第二号」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同条を第百五条とする。

第百条中「合理化」を「合理化若しくは非化石エネルギーへの転換」に、「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に、「同項各号に掲げる」を「同条第一項各号に掲げる事項若しくは貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割

合が増加する輸送方法の選択に関する」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条を第百四條とする。

第百九条第一項第一号中「第百四十五條第一項」を「第百四十九條第一項」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「合理化」を「合理化及び非化石エネルギーへの転換」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第百九条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならない。

第百九条を第百三条とする。

第百八条第二号中「第百八十九條又は第九十一条」を「第百九十三條又は第百九十五条」に改め、第三章第四節中同条を第百二條とし、第百七条を第百一条とする。

第百六条第一号中「第百八十五條第一号」を「第百八十九條第一号」に改め、同条第二号中「第百八十八條第三項、第百八十九條、第九十條第一項、第九十一条、第九十二条第一項」を「第百九十二條第三項、第百九十三條、第百九十四條第一

項、第九十五条、第九十六条第一項」に改め、同条第三号中「第九十二条第二号各号」を「第九十六条第二号各号」に改め、同条を第百条とする。

第九十五条中「第八十八条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第九十四条中「第八十六条第一項各号」を「第九十条第一項各号」に改め、同条を第九十八号とし、第九十三条を第九十七号とする。

第九十二条第一項中「第一百七十四条第二号」を「第一百七十八号第二号」に改め、同条を第九十六号とし、第九十一条を第九十五号とする。

第九十条第一項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第九十四号とし、第八十九条を第九十三号とし、第八十八条を第九十二条とし、第八十七条を第九十一条とする。

第八十六条第一項中「第八十四条」を「第八十八条」に改め、同条を第九十条とする。

第八十五条第二号中「第九十六条」を「第一百条」に改め、同条を第八十九条とする。

第八十四条中「第八十条第一項」を「第八十四条第一項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八十三条第一項及び第二項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第四項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第四十九条」を「第五十三条」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十二条第一項ただし書中「第三十九条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「第三十八条第一項（第四十八条第三項）」を「第四十条第一項（第五十二条第三項）」に、「第三十九条」を「第四十一条」に改め、同条を第八十六条とする。

第八十一条第一項ただし書中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条第一項（第四十八条第二項）」を「第二十八条第一項（第五十二条第二項）」に改め、同条第二十八号第一項（第五十二条第二項）を「第二十八号第一項（第五十二条第二項）」に改め、同条を第八十五条とする。

項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第八十五条とする。

第八十条の前の見出しを削り、同条第四項中「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第八十四条とし、同条の前の見出しとして「登録調査機関の調査を受けた場合の特例」を付する。

第七十九条第二号中「第七十三条」を「第七十七条」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第八十一条」に改め、第三章第三節中同条を第八十三条とし、第七十八条を第八十二条とする。

第七十七条第一項中「第七十一条第三号」を「第七十五条第三号」に改め、同条第二項第二号中「第七十条第二号」を「第七十四条第二号」に改め、同項第三号中「第七十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項第四号中「第七十二条第三項」を「第七十六条第三項」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条各号」を「第七十五条各号」に改め、同条を第八十条とし、第七十五条を第七十九条とし、第七十一条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。

第七十条第一号中「第七十七条第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第七十四条とする。

第六十九条中「第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項」を「第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項」に、「第四十二条第二項及び第四十四条第二項」を「第三十八条第二項、第四十五条第二項及び第四十七条第二項」に、「第六十九号」を「第七十三号」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十八号第一号中「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二号中「第五十八号」を「第六十二条」に改め、同条第三号中「第六十五号」を「第六十九号」に改め、同条を第六十八号とする。

め、第三章第二節中同条を第七十二条とする。

第六十七条第一項中「第五十八号」を「第六十二条」に、「第六十五号第二項」を「第六十九号第二項」に改め、同条第二項中「第五十八号」を「第六十一条」に、「第六十五号」を「第六十九号」に改め、同条を第七十一条とし、第六十六号を第七十条とする。

第六十五条第一項中「第五十六条第三号」を「第六十条第三号」に、「第五十三条第二項」を「第五十七条第二項」に改め、同条第二項中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同項第二号中「第五十五号第二項」を「第五十九号第二項」に改め、同項第三号中「第五十七号第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第四号中「第五十七号第三項、第六十一条（第六十二条第四項）」を「第六十一条第三項、第六十五号（第六十六号第四項）」に改め、同項第五号中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条を第六十九号とする。

第六十四条第一項中「第五十六号各号」を「第六十条各号」に改め、同条を第六十八号とし、第六十三号を第六十七号とし、第六十条から第六十二条までを四条ずつ繰り下げる。

第五十九条第一項中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条を第六十三号とし、第五十八号を第六十二条とし、第五十七号を第六十一条とする。

第五十六条中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十五条中「第五十三号第二項」を「第五十七号第二項」に改め、同条第一号中「第六十五号第二項」を「第六十九号第二項」に改め、同条第二号中「第六十一条」を「第六十五号」に改め、同条を第五十九号とし、第五十四号条までを四条ずつ繰り下げ、第三章第一節第六款中第五十号を第五十四号とする。

第四十九条中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三号とする。

第四十八号の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「第四十六号第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七号第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十八号第一項」に改め、同条第三項中「第四十六号第一項」を「第五十条第一項」に、「第三十八号第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第五十二号とし、同条の前の見出しとして「連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等」を付し、第四十七号を第五十一号とし、第四十六号を第五十号とする。

第四十五条第一項中「第二十二号第一項、第三十三号第一項及び第四十一号第一項」を「第二十三号第一項、第三十五号第一項及び第四十四号第一項」に、「第二十三号第一項、第二十五号第一項、第三十四号第一項」を「第二十四条第一項、第二十六号第一項」に、「第四十二号第一項」を「第三十八号第一項、第四十五号第一項」に改め、同条第二項中「第十九号第一項及び第三十号第一項」を「第二十条第一項及び第三十二号第一項」に改め、同条を第四十八号とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報の提供）
第四十九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定により中長期的な計画を作成する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の依頼に応じて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一号第一項第一号に規定する水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第三章第一節第五款中第四十四条を第四十七条とする。

第四十三条の前の見出しを削り、同条第四項

中「第四十条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十六条とし、同条の前に見出しとして「(第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第四十二条を第四十五条とし、第四十一条を第四十四条とする。

第四十条の前の見出しを削り、同条第二項中「第四十三条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第四十二條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同条を第四十三条とし、同条の前に見出しとして「(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。

第三十九条第一項中「次項」を「次項及び次条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第四款中同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)
第四十二条 主務大臣は、第三十九条第二項に規定する認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
第三十八条を第四十条とする。
第三十七条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 認定管理統括事業者(当該認定管理統括事

業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第三十七条を第三十九条とし、第三十六条を第三十八条とする。
第三十五条の前の見出しを削り、同条第四項中「第三十二条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、同条の前に見出しとして「(第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第三十四条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とする。

第三十二条の前の見出しを削り、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十四条とし、同条の前に見出しとして「(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。
第三十一条第一項中「業務」の下に「(第三十九条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)」を加え、同条を第三十三条とする。
第三十条第一項中「第三十七條第一項」を「第三十九條第一項又は第二項」に、「その」

を「並びにその」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十九条第一項中「合理化」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十八条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、第三章第一節第三款中同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)
第三十条 主務大臣は、第二十七条第二項に規定する特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定連鎖化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「必要な」を「それぞれ必要な」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 特定連鎖化事業者(その設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給され

た熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に關し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条第四項中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付し、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十二條とし、同条の前に見出しとして「(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)」を付する。
第二十条第一項中「業務」の下に「(第二十七条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)」を加え、同条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「第二十九條第二項」を「第三十一条第二項」に、「及び第四十八條第二項」を「第四十九條及び第五十二條第二項」に、「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項又は第二項」に、「その」を「並びにその」

に改め、同条を第二十条とする。

第十八条第一項中「合理化」の下に「又は非化石エネルギーへの転換」を加え、同条を第十九条とする。

第三章第一節第二款に次の一条を加える。

（非化石エネルギーへの転換に関する勧告等）

第十八条 主務大臣は、第十五条第二項に規定する特定事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正）

第二条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次中「第八条」を「第十条」に、「第九条」を「第十二条」を「第十一条」第十四条に、「第十三条」第十八条を「第十五条」第二十条に、「第十九条」第二十一条を「第二十一条」第二十三条に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環

境適合利用」に改める。

第二条第二項中「含む」を「含み、水素その他政令で定めるもの（第九条において「水素等」という。）を除く」に、「第五項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に、「熱又は」を「熱若しくは」に、「をいう」を「又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置（これに相当する措置を含む。）として経済産業省令で定めるものを行うこと（当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。）をいう」に改め、同条第六項中「とは」の下に「環境への負荷の低減に配慮しつつ」を加え、同条第七項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定、第四条から第六条までの規定、第七条第一項及び第八条第一項中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改める。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二十二条とする。

第十九条中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条第二十一条とし、第五章中第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条第十八条とする。

第十五条第一項中「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とする。

同条を第十六条とする。

第十三条中「非化石エネルギー源の利用」を「エネルギー源の環境適合利用」に改め、同条第十五条とする。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第三章に次の二条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う非化石エネルギー源の調達等に関する情報の提供）

第九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第七条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供）

第十条 第七条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者（他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。）に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報を提供しよう努めなければならない。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第三条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に、「探鉱」を「探鉱、水素の製造等」に、「の供給」を「の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査」に、「地熱資源」を「水素資源、地熱資源、風力資源」に、「石炭、地熱」を「石炭、水素、地熱、風力」に改める。

第十一条第一項第一号中「探鉱」を「探鉱、海外及び本邦における水素（その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ。）の製造及び貯蔵」に、「並びに海外」を「海外」に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺の海域における金属鉱物の選鉱」に、「（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。）を「並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵（石油等、石炭、水素及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。）及びこれに必要な地層の探査」に、「及び金属鉱物の探掘等」を「並びに金属鉱物の探掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「探掘等」という。）に改め、同項第三号中「本邦」を「海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦」に、「並びに海外」を「海外」に、「選鉱」を「及びこれに附属する事業、海外及び本邦における金属鉱物の選鉱」に、「事業」を「事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵」に改め、同項第四号中「液化並びに」を「液化」に、「探掘等」を「探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査」に改め、同項第六号中「並びに金属鉱物の探鉱」を「金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査」に、「を」を「」を「」

並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われる風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであって、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を「に改め、同項第九号イ中「これ」を「二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査並びにこれら」に改める。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等）」の下に「及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」を加え、「石油等に係るものに限る」を「石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る、次号に掲げるものを除く」に改め、「同項第四号に掲げる業務（石油等）」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵」を加え、「及び第六号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱）」を「に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に改め、同条第二号中「金属鉱物」を「水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「同項第三号」を「同項第二号に掲げる業務、同項第三号」に改め、「及び金属鉱物」の下に「に係るもの並びに水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであって同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資」を、「石油等」の下に「に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵」を加え、「並びに同項第二号及び第十三号」を「及び同項第十三号」に改める。

第十二条の二中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第十四条の見出し中「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改め、同条第一項中「並びに金属鉱物の

探掘等」を「水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の探掘等並びに二酸化炭素の貯蔵」に、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」を「エネルギー・金属鉱物資源債券」に改める。
（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「本邦における」を「並びに」に改め、同項中第二十一号を第二十五号とし、第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第一項第十八号の次に次の三号を加える。

十九 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七十条の三の規定による協力を行うこと。

二十 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十三条の四の規定による情報の提供を行うこと。

二十一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十九条の規定による情報の提供を行うこと。

第十一条第二項第三号中「昭和三十九年法律第七十号」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号に規定する地熱の探査（海外において行われるものに限る。）に必要な資金を供給するための出資は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、経済産業大臣の

認可を受けて行うことができる。

一 出資を行うことにより本邦における地熱の探査では得ることができない技術及び技能を得ることができると認められること。

二 前号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査（機構が第一項第七号の助成金の交付を行った地質構造の調査の結果に基づいて行われるものに限る。次号において同じ。）に必要なものであると認められること。

三 第一号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査に活用されると見込まれること。

第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等及び水素）」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱）」に、「並びに同項第十九号」を「同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものを除く。）、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に、「これら」を「同項第二十三号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第二号中「限る。）、同項第二号」を「限り、地熱に係るものにあつては海外において行われるものであって同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係るもの及び本邦において行われるものに限る。）、同項第二号」に改め、同条第三号中「同項第十九号及び第二十二号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十五号」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第二十一号」を「第十一条第一項第二十五号」に改める。

第十二条の二中「第二十一号」を「第二十五号」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第五条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。

第三条第一項中「そう、鉛鉱」を「ピスマス鉱」に、「アンチモニー鉱」を「アンチモン鉱」に、「クロム鉄鉱」を「クロム鉄鉱」に、「ヒ鉱、ニッケル鉱」を「砒鉱、ニッケル鉱」に、「りん鉱」を「希土類金属鉱、りん鉱」に、「アスファルト」を「アスファルト」に、「石こう」を「石膏」に、「明ばん石、ほたる石」を「明ばん石、螢石」に、「けい石」を「けい石」に、「ろう石」を「ろう石」に、「ちゅう、積鉱床」を「沖積鉱床」に改め、同条第二項中「鉱さい」を「鉱さい」に、「附合している」を「付合している」に改める。

第二章第五節に次の一条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務）

第七十条の三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じ、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（電気事業法の一部改正）

第六条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の四十七」を「第二十八条の四十八」に、「第二十八条の四十八―第二十八条の五十五」を「第二十八条の四十九―第二十八条の五十六」に、「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十七」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十八」に改める。

第二条第一項第五号口中「発電用の電気工作物以外のものを「発電用電気工作物（以下「以下」を「及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）」以外の発電用電気工作物（以下「に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第七号イ中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電に」を「発電又

は放電に」に改め、同項第十四号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改め、同項第十五号の二中「発電用又は蓄電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第四条第一項第五号及び第六条第二項第六号に次のように加える。

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量
第十七条第四項及び第二十七条の十第二項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十二の三第一項第五号及び第二十七号の十二の五第二項第六号に次のように加える。

ニ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量
第二十七条の十二の十第三項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十三第一項第四号に次のように加える。

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量
第二十七条の二十七第一項第三号を次のように改める。

三 発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
ロ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の二十七第三項中「第一項」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 発電事業者は、第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経

済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七条の二十八中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電し」を「発電し、又は放電し」に、「発電」を「発電又は放電」に改める。

第二十七条の二十九中「事業」を「事業」と、「あらかじめ」とあるのは「その休止又は廃止の日以前の経済産業省令で定める日までに」に改める。

第二十七条の三十三第一項第一号中「発電設備」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十八条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号中「発電用」を「発電用又は蓄電用」に改める。

第二十八条の四中「監視」の下に「電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進」を加える。

第二十八条の四十五第二号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。
第二章第七節第三款第九号中第二十八号の五十七を第二十八号の五十八とし、同款第八号中第二十八号の五十六を第二十八号の五十七とし、同款第七号中第二十八号の五十五を第二十八号の五十六とし、第二十八号の四十八から第二十八号の五十四までを一条ずつ繰り下げ、同款第六号中第二十八号の四十七を第二十八号の四十八とし、第二十八号の四十六の次に次の一条を加える。

(電気供給事業者の責務)

第二十八号の四十七 電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八号の四十一第一項第五号に掲げる業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

第二十九号第二項中「意見」の下に「(供給能力の確保のために必要な措置に関するものを含む。)」を加え、同条第五項中「経済産業大臣は」の下に「第二項(前項において準用する場合を含む。の規定による推進機関の意見を踏まえ)」を加える。

第三十三号の三中「限る」を「限る。次条において同じ」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による推進機関への情報提供)

第三十三号の四 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、推進機関の依頼に応じ、第二十八号の四十一第一項第一号又は第二号に掲げる業務の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする。

第三十八号第三項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第六十六号の十一第一項第三号中「第二十八号の四十七第四項、第二十八号の五十六」を「第二十八号の四十八第四項、第二十八号の五十七」に改め、同項第五号中「第二十八号の四十九、第二十八号の五十二第一項」を「第二十八号の五十、第二十八号の五十三第一項」に改め、同項第八号中「第二十八号の五十一第一項」を「第二十八号の五十一第一項」に改める。
第百二十四号第七号中「第二十八号の四十七第四項又は第二十八号の五十六」を「第二十八号の四十八第四項又は第二十八号の五十七」に

改め、同条第九号中「第二十八号の五十第一項」を「第二十八号の五十一第一項」に改め、同条第十号中「第二十八号の五十四」を「第二十八号の五十五」に改める。
第百二十八号第一号中「第二十七号の二十七第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二号の規定 公布の日
二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三号の三の改正規定(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。及び同法第百二十八号第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二号及び第十五号の規定、附則第十六条中租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十八号第一項第三号、第五十七号の四第五項第三号及び第六十六号の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十七条、第十八号、第二十四号から第二十六号まで及び第二十八号の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十九号及び第三十号の規定 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第号)の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(処分等の効力)

第二条 この法律（前条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の鉱業法第三条第一項に規定するそう鉛鉱、アンチモン鉱又はクローム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の鉱業法第三条第一項に規定するピスマス鉱、アンチモン鉱又はクローム鉄鉱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に希土類金属鉱を目的として、鉱業法第百条の二第一項に規定する探査を行っている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一月間（当該期間内に同項の許可の申請をしたときは、その申請について許可又は不許可の処分のあつた日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。

（電気事業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第六条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の電気事業法（附則第二十六條において「第二号改正後電気事業法」という。）第二十七條の二十七第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において経済産業省令で定める日を經過する日以後に同条第一項第三号（施行日以後にあっては、第六条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七條の二十七第三項

イ）に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に電気事業法第三条の許可を受けている一般送配電事業者（同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。附則第十一条において同じ。）であつて、同項第八号に規定する一般送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第四条第一項第五号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七条 施行日前に電気事業法第二十七條の十二の二の許可を受けている配電事業者（同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者をいう。附則第十一条において同じ。）であつて、同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七條の十二の三第一項第五号ニに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第八条 施行日前に第六条の規定による改正前の電気事業法（次条及び附則第十条において「旧電気事業法」という。）第二十七條の十三第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一項第十三号に規定する特定送配電事業者であつて、同項第十二号に規定する特定送配電事業の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定

めるところにより、新電気事業法第二十七條の十三第一項第四号ホに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第九条 施行日前に旧電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をしている電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者であつて、発電事業（新電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次条において同じ。）の用に供する蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する者は、施行日以後においても引き続き当該電気工作物を維持し、及び運用しようとするときは、施行日前に、経済産業省令で定めるところにより、新電気事業法第二十七條の二十七第一項第三号ロに掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十条 この法律の施行の際現に発電事業に相当する事業を営んでいる者（旧電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定により届出をすべき者に該当するものを除く。）は、施行日から起算して三月間は、新電気事業法第二十七條の二十七第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

第十一条 この法律の施行の際現に一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路と直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続している蓄電用の自家用電気工作物（新電気事業法第三十八條第三項に規定する自家用電気工作物をいう。）を維持し、及び運用する者であつて新電気事業法第二十八條の三第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、施行日から起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十五條第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百四十七條第一号イ」を「第四百五十一條第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五條第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九條第一項」に改める。

第四百四十二條第八号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十七條第一号イ」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百五十一條第一号イ」に改め、同条第九号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五條第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九條第一項」に改める。

（土地収用法等の一部改正）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第五号

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第七条第二項

三 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第六項

源機構」に改め、同条第三項第一号ロ中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に、「交付金」を「出資金の出資又は交付金」に改め、同号二中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改める。

第八十八条第一項第一号ホ中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改め、同項第二号ヘ中「交付金」を「出資金及び交付金」に改める。

附則第十五条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）
第二十五条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第五号及び第二項第五号並びに第七十条第三項中「第二十七条の二十七第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。
（福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 前条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第六十九条第二項（第五号に係る部分に限る。）及び第七十条第三項の規定は、附則第五条に規定する経過する日以後に地熱資源開発計画（福島復興再生特別措置法第六十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。以下この条において同じ。）に記載される前条の規定による改正後の同法第六十九条第一項第五号に掲げる事項（第二号改正後電気事業法第二十七条の二十七第三項又は第四項の規定による届出に係るものに限る。）について適用し、同日前に地熱資源開発計画に記載される当該事項に

令和四年五月二十五日印刷

令和四年五月二十六日発行

については、なお従前の例による。
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第二十七条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項第二号及び第三条第三項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。
（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第八十七条第一項中「以下」と、及び「同条第七項中」の下に「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、

附則第一百一条第一項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」と、及び「同条第六項中」の下に「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、を加える。
（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第二十九条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二号を次のように改める。
二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
（調整規定）

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第二号を次のように改める。
二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

（経済産業省設置法の一部改正）
第三十一条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改める。
（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理由

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るため、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対する水素等を含む非化石エネルギー源の利用に関する計画の作成の義務化、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講ずる必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
附則第七条（見出しを含む。）中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改める。
別表第二号を次のように改める。
二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局